

平成 2 8 年 第 3 回 美 里 町 議 会 定 例 会 会 期 日 程 表

日 次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	9	12	月	午前10時	・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 町長提出議案の一括上程 ・ 町長提出議案の提案理由説明 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第 2 日		13	火	午前10時	・ 一般質問
				休 会	・ 各常任委員会
第 3 日		14	水	午前10時	・ 各常任委員会報告及び質疑 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・ 閉会

第 1 号

9 月 1 2 日 (月)

平成28年第3回美里町議会定例会会議録（第1号）

平成28年 9月12日(月)

午前10時00分 開会

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 11番 吉田 起登 議員 1番 光井 博幸 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 (1)議長

(2)町長

(3)監査委員

(4)宇城広域連合議会議員

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第87号から議案第105号及び報告第4号）

日程第5 町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第87号 平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について

日程第7 議案第88号 美里町公共施設整備基金条例の制定について

日程第8 議案第89号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第90号 平成27年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第91号 平成27年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第92号 平成27年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第93号 平成27年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第94号 平成27年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第95号 平成27年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第96号 平成27年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 議案第97号 平成27年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第17 報告第4号 平成27年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第18 監査委員の意見書説明
- 日程第19 議案第98号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第20 議案第99号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第100号 平成28年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第101号 平成28年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第102号 平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第103号 平成28年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第104号 平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第105号 平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員（12名）

1番 光井博幸君	2番 今田政行君
3番 坂田竜義君	4番 濱田憲治君
5番 上田孝君	6番 松永正憲君
7番 吉田美好君	8番 渡邊義文君
9番 上村則幸君	10番 福田秀憲君
11番 吉田起登君	12番 中川政司君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長 上田泰弘君	副町長 上田隆信君
教育長 吉永公力君	総務課長 大倉一昭君
企画情報課長 大西茂君	税務課長 岩永政臣君
住民課長 向山照美君	福祉課長 吉成一利君
健康窓口課長 福原哲治君	経済課長 長木一美君
林務観光課長 中嶋春彦君	建設課長 藤岡哲明君
水道衛生課長 津川昭博君	会計課長 林田眞典君
教育課長 下田幸輔君	

5. 事務局職員出席者

事務局 長 福島 繁 君 書 記 大 本 由 加 君

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。ただいまから、平成
２８年第３回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員指名

○議長（中川政司君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員
は、会議規則第１２０条の規定によって、１１番、吉田起登君、１番、光井博幸君
を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（中川政司君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

８月３０日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員会委員長の
報告を求めます。議会運営委員会委員長、吉田起登君。

○議会運営委員長（吉田起登君） 皆さん、おはようございます。

平成２８年第５回美里町議会運営委員会報告。

平成２８年８月３０日、午後２時より中央庁舎議会委員会室におきまして議会運
営委員会を開きましたので、その報告をいたします。

出席者は議会より、中川議長以下、議会運営委員の吉田美好総務常任委員長、松
永正憲経済建設常任委員長、渡邊義文社会文教常任委員長と私吉田と。執行部よ
り、上田町長と上田隆信副町長、それに大倉総務課長。事務局より福島事務局長と
大本係長の出席で行っております。

まず、執行部提出議案につきまして、大倉総務課長より条例関係３件、決算関係
８件、予算関係８件、その他１件、計２０件の説明を受けております。今回は地震
災害はもちろんであります。豪雨災害により１１０億円を超える大型予算になっ
ております。

次に、議員提出議案、請願・陳情・意見書等については、今回はありません。

次に、一般質問については、坂田竜義議員と上田孝議員の２名の議員から通告が
あっております。日程・会期等につきましては、執行部提出議案と一般質問を踏ま
えた上で、予定表案のとおり、９月１２日本日１０時より９月１４日までの３日間
と決定いたしました。

９月１２日、本日１日目は、日程第３、諸般の報告。日程第４、町長提出議案の
一括上程。議案第８７号から議案第１０５号及び報告第４号まで。次に、町長提出

議案の提案理由の説明。日程第6、議案第87号、「平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について」より、議案第89号、「美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」まで、内容説明・質疑・討論・採決を行います。それから、日程第9、議案第90号、「平成27年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」より、日程16、議案第97号、「平成27年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」まで、内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行います。そのあと、報告第4号、「平成27年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」と「監査委員の意見書説明」を行います。次に、日程第19、議案第98号、「平成28年度美里町一般会計補正予算（第9号）」より、日程第26、議案第105号、「平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」までの内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行います。

2日目、13日は午前10時より一般質問です。2名の議員が行います。坂田竜義議員と上田孝議員の順番です。午後からは休会とし、各常任委員会を行います。委員会は、各常任委員長の指示で行ってください。

9月14日、3日目最終日は午前10時より、各常任委員会の委員長報告となっております。そのあと、議案第90号、「平成27年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」より、議案第97号、「平成27年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までと、議案第98号、「平成28年度美里町一般会計補正予算（第9号）」より、議案第105号、「平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」までを再度上程し、内容説明が終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。

以上で、8月30日に行われました議会運営委員会委員長の報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

皆さんにお諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日9月12日から9月14日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月12日から9月14日までの3日間に決定いたしました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（中川政司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から行います。6月定例会後の報告を行います。

6月21日、第1回美里町災害義援金配分委員会に出席をいたしております。同じくその日に大雨災害に係る議会運営委員会の打ち合わせ会を行っております。

6月27日、大雨による災害箇所を議員全員で視察をいたしました。

6月28日、社会福祉協議会理事会が湯の香苑にあって出席をいたしております。

7月1日、美里町食生活改善推進協議会の総会があり、出席をいたしております。

7月5日、宇城地区保護司会定期総会が広域連合であり、出席をいたしております。

7月8日、平成28年第2回宇城広域連合議会臨時会が広域連合で行われ、吉田美好議員とともに出席をいたしております。

7月12日、やまびこ祭り実行委員会が砥用庁舎で行われ、出席をいたしております。

7月14日から15日にかけて、国会陳情を行っております。町長、議長、副議長、各常任委員会委員長及び議会事務局長とともに国会議員及び各省庁に要望をいたしております。

7月16日、あぜみち会のさくら功労者受賞祝賀会に出席をいたしております。

7月20日、第5回臨時会を開催しております。

7月23日、美里町ふるさと復興夜市、これ町営球技場で行われ、議員の皆さんとともに出席をいたしております。

7月24日、美里町土地改良区東部事業所の水天宮祭に柚木の取り入れ口に地元の今田議員とともに出席をいたしております。

7月26日、平成28年度三期成会合同定期総会にあさぎり町に出席をいたしております。

7月28日、議長会理事会が自治会館であり、出席をいたしております。

7月31日、自民党県連による経済対策に係る補正予算案の意見交換、熊本テルサであり、出席をいたしております。同じくその日に美里町ナイター陸上記録会が総合運動公園であり、出席をいたしております。

8月1日、正副議長研修会が自治会館であり、吉田副議長とともに出席をいたしております。

8月2日、県議会農林水産常任委員会より、豊富地区の農地災害を視察なされておまして、地元の今田議員とともに出席をいたしております。

8月3日、第1回美里町公有財産管理運用等の審議会が中央庁舎であり、吉田総

務委員長とともに出席をいたしております。

8月6日、霊台橋村おこしの祭典及び祭りに出席をいたしております。

8月17日、第6回の臨時会を開催いたしておりますし、その後、全員打ち合わせ会を行っております。

8月19日、県議会建設常任委員会より川越地区の道路災害を視察をなされ、今田議員とともに出席をいたしております。

8月23日、常任委員長・議会運営委員長研修会が文化交流センターひびきであり、各常任委員長、議会運営委員長とともに出席をいたしております。

8月26日、第1回宇城広域連合全員協議会が広域連合で行われ、出席を、吉田美好議員とともに出席をいたしております。

8月27日、第29回砥用少年野球美里大会が総合運動公園であり、出席をいたしました。

8月30日、議会運営委員会が開催され、出席をいたしております。

9月8日、全員協議会があり、出席をいたしております。

9月10日、第31回中学校野球美里大会が町営球技場であり、出席をいたしております。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、6月定例会後の諸般の報告をさせていただきます。

6月18日、宇城地域献穀事業、御田植祭に出席をし、その後、第2回レッド・ブル白龍走、これは3,000段の石段であっております、に出席をしております。夜は、善積氏全国農協青年組織協議会会長就任祝賀会に出席をいたしております。

6月19日、社会を明るくする運動美里町民の集い。

6月20日、熊本県農業会議第1回総会。その後、美里町青色申告会の通常総会後の懇親会に出席をいたしております。

6月22日、さくら功労者表彰伝達式を行っております。

6月23日、熊本宇城農業協同組合第20回の通常総代会。その後、熊本県花き協会役員会に出席をいたしております。

6月28日、社会福祉協議会、美里町社会福祉協議会の理事会。その後、評議員会に出席をし、そのあと、地域環境情報会議に出席をいたしております。

6月30日、林野庁の森林管理局よりの来客対応をいたしております。

それから、宇城地域震災復興七夕飾り。宇城のこれは振興局でございまして、そのあと、平成28年度宇城管内の出先機関主要事業説明会に出席をいたしております。

す。

7月1日、美里町食生活改善推進委員会の協議会の総会。その後、社会を明るくする運動のメッセージ伝達。そのあと、JA熊本うき砥用地区干柿部会の通常総会に出席をしております。

7月2日、美里町自衛隊父兄会の総会。その後、砥用地区南園会の総会に出席をいたしております。

7月5日、宇城地区保護司会の定期総会。その後、緑川改修期生会の役員会。そのあと、緑川改修期生会の定期総会に出席をいたしております。

7月8日、宇城広域連合議会の臨時会に出席をしております。

7月10日、平成28年度ひびきの森大学開校式。

7月11日、農業委員会の会議。

7月12日、美里町光情報通信基盤整備事業、候補者選定委員会の会議に出席をし、そのあと、やまびこ祭りの実行委員会。そのあと、第1回美里町地域公共交通活性化協議会。その夜には美里町のゆず部会の総会に出席をいたしております。

7月13日、宇城地域農業活性化協議会の監査。

その次の日、7月14、15日におきましては、先ほど議長のほうからもありましたが、国会陳情に同行をいたしております。

7月16日、さくら功労者賞の受賞祝賀会。

7月17日、いやがわ水源祭り。

7月19日、三重県から派遣をされております職員の併任辞令交付を行っております。その後、若宮神社の夏祭り。

翌7月20日、第5回美里町議会臨時会。その後、宇城・上益城地区2016、これはこの前の豪雨災害の復興協議会の第1回の会議を行っております。そのあと、全国過疎地域自立促進連盟の熊本県支部の会計監査を行っております。

7月21日、総合教育会議。その後、熊本連携中枢都市圏要望活動のために、21日、22日と上京をいたしております。

7月23日、ふるさと祭りグラウンドゴルフ大会。夜は、ふるさと復興夜市に出席をいたしております。

7月24日、土地改良区、美里町土地改良区の東部事業部水天宮祭に出席をし、

7月25日、民生児童員推薦委員の委嘱状交付式。その後、緑川流域森林林業活性化センターの通常総会。

7月26日、三期成会合同定期総会であさぎり町に出張をいたしております。

7月27日、九州治水期成会同盟会並びに緑川改修期成会第1回要望ということで上京を27日、28日といたしております。

29日、総合戦略審議会の委員委嘱状交付。その後、宮城県の女川町長の訪問を受けております。

7月31日、経済対策に係る補正予算案についての意見交換会。その後、第25回美里町ナイター陸上記録会に出席をいたしております。

8月でございます。

8月2日、宇城地域肉用牛振興協議会の総会。その後、熊本県議会の農林水産常任委員会の農業災害の視察に同行をいたしております。

8月3日、公有財産管理運用等審議会の辞令交付。そのあと、宇土税務署長の来客応対をいたしております。

8月4日、熊本県治水砂防協会の評議委員会。夜には美里町消防団の幹部会議に出席をいたしております。

8月6日、霊台橋村おこし会の神事並びに暑気払いに出席をし、

8月8日宇城広域連合の正副連合長研修ということで、8日、9日、名古屋と東京に出張をいたしております。

8月10日、宇城上益城地域統一共進会の総会。そのあと、農業委員会の会議。そのあと、宇城農業経済同友会の総会。夜にはJA熊本うき下東ブロッコリー部会の総会に出席をいたしております。

8月12日、定住促進住宅団地貸付等審査委員会の委員の辞令交付。夜には建設業協会の懇親会に出席をいたしております。

8月17日、やまびこ祭りのゲートボール大会。そのあと、第6回美里町議会の臨時会に出席をいたしております。

8月18日、やまびこ祭りグラウンドゴルフ大会。昼から下東園芸部会通常総会。

8月19日、県議会の建設常任委員会が豪雨災害の視察に来られましたので、同行いたしております。そのあと、今度は共産党の国会議員団の方々が豪雨災害の視察ということで来庁されましたので、その対応をいたしております。その後、固定資産評価審査会、固定資産評価審査委員会の委員会の会議。夜には北校区の嘱託員、嘱託補の懇親会に出席をいたしております。

8月20日、やまびこ祭りに出席し、その後、甲佐にあります桜の丘の夏祭りに出席をいたしております。

8月22日、監査委員の方から平成27年度の決算審査報告を受けております。その後、熊本県道路利用者協議会の理事会、その後、道路整備促進期生同盟会熊本県地方協議会の理事会にそれぞれ出席いたしております。

8月23日、熊本県治水砂防協会の通常総会。

8月24日、平成28年度第1回公共施設等マネジメント検討委員会。

8月25日、佐俣の湯温泉祭りの実行委員会。

8月26日、宇城広域連合議会の全員協議会。その後、美里町土地改良区の理事会に出席をいたしております。

8月27日、砥用少年野球招待美里大会に出席をいたしております。

8月29日、九州治水期生同盟会の第59回の定期総会、久留米であっております。出席をし、福岡県の中間市から職員を派遣していただいておりますので、お礼のため訪問をいたしております。

8月30日、豪雨災害に関する陳情ということで、九州農政局を訪れております。その後、議会運営委員会に出席をいたしております。

8月31日、行財政改革本部会議。その後、災害支援活動協定書の締結を行っております。

9月2日、美里町畜産の育成管理品評会に出席をいたしております。

9月5日、宇城・上益城地域統一畜産共進会の事務局及び畜産担当者会議に出席をし、9月6日、町長杯のんびりグラウンドゴルフ大会。その後アタック・ザ・日本一の実行委員会に出席をいたしております。

9月8日、議会の全員協議会に出席をし、午後から熊本県治山林道協会の通常総会に出席をいたしております。

9月9日、農業委員会の会議。

9月10日、第31回の中学校野球美里大会に出席をいたしております。

以上で、6月定例会後の諸般の報告とさせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。10番、福田秀憲君。

○監査委員（福田秀憲君） おはようございます。例月現金出納検査を行いましたので、その報告をいたします。

美里町議会議長 中川 政司様

美里町監査委員 遠山 史朗 同様に、福田 秀憲

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成28年5月、6月、7月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をします。

検査対象としまして、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。検査の時期といたしまして、5月分につきましては6月29日、6月分につきましては7月22日、7月分につきましては8月22日に検

査を実施しております。

検査の結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認めました。

同時にですね、計算書、また積立金調書等を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、吉田美好君。

○宇城広域連合議会議員（吉田美好君） 宇城広域連合議会の報告をいたします。

平成28年第1回宇城広域連合議会全員協議会が8月26日に開催をされましたので、内容について報告をいたします。なお、当日は村田議長が所要のため欠席をされましたので、本町の中川議長が議題の進行をなされております。

午前10時開会をし、守田連合長の挨拶ののち、議題に移りました。

議題の1としまして、ごみ処理施設建設地の選定について。安田環境衛生課長から議題についての説明がありました。現在の宇土清掃センター及び宇城クリーンセンター、2つの施設を管理運営していくことは、構成市町の財政負担が増大することなどから、使用を平成35年度までとし、新ごみ処理施設の供用開始を平成35年4月1日とした目標年次を定め、新ごみ処理施設の建設場所を公募したところ、3つの行政区から事前相談があったものの、最終的には松橋町内田区が応募の手続きをされ、建設候補地となっていると。また、宇城クリーンセンター所在地である松橋町北萩尾区は移転を求めており、宇城広域連合も平成35年3月までに移転することに努力するとの確約書を平成25年7月に交わしてあったが、本年の7月10日に北萩尾区の臨時総会を開催されて、移転についてを問う区民投票が実施され、全65世帯中、移転に反対する投票が37票、移転に反対する区長への委任状が8票、移転賛成票が17票、その他、白票が1、欠席が2ということでありまして、移転反対が多数の投票結果となり、現在地の北萩尾区が建設地の可能性が出てきたという説明があつております。このことを踏まえ、建設候補地の内田区及び建設地の可能性が出てきた北萩尾区について、比較検討したときに、内田区においては用地買収、用地造成、道路建設等々、新たに必要とする費用が27億5,000万円にもなること。スケジュールどおりに進捗するのかと。また、構成市町の財政負担が増大することなどを考慮し、北萩尾区が望ましいということで全員が北萩尾区に建設することに賛成をしております。このことにより、10月4日に開催予定の宇城広域連合議会定例会において、新ごみ処理施設建設地は現在地と決定することとなっております。

次に、２のその他でございますが、熊本地震災害によりまして、益城、西原、御船甲佐衛生組合からごみ処理を受け入れたことで時間外勤務が発生し、職員手当より時間外労働賃金を支給したことが報告をされております。

以上が報告でございます。

○議長（中川政司君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 町長提出議案の一括上程（議案第８７号から議案第１０５号及び報告第４号）

○議長（中川政司君） 日程第４、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第８７号から議案第１０５号及び報告第４号の案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。福島議会事務局長。

○事務局長（福島 繁君） それでは、議案集の２枚目をお開きいただきたいと思います。それでは、読み上げます。

議案第 ８７ 号 平成２８年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について

議案第 ８８ 号 美里町公共施設整備基金条例の制定について

議案第 ８９ 号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 ９０ 号 平成２７年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 ９１ 号 平成２７年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 ９２ 号 平成２７年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 ９３ 号 平成２７年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 ９４ 号 平成２７年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 ９５ 号 平成２７年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 ９６ 号 平成２７年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 ９７ 号 平成２７年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

報告第 4 号 平成 27 年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

次のページをお開きください。

議案第 98 号 平成 28 年度美里町一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 99 号 平成 28 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 100 号 平成 28 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 101 号 平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 102 号 平成 28 年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 103 号 平成 28 年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 104 号 平成 28 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 105 号 平成 28 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

以上でございます。

○議長（中川政司君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

—————○—————

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（中川政司君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。今定例会に提案しております議案は、条例関係 3 件、決算認定 8 件、補正予算 8 件、その他 1 件の計 20 の議案を提案いたしております。

まず、条例関係 3 件でございますが、平成 28 年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定につきましては、熊本地震により被災された納税義務者の生活再建を支援するため、町民税等の減免の特例を設けるものでございます。

次に、美里町公共施設整備基金条例の制定につきましては、本町の公共施設が 2035 年ごろから一斉に更新時期を迎え、多額の財政負担が懸念されるため、保有施設の更新、統廃合、長寿命化及び定住促進施設等の公共施設の整備に必要な財源を計画的に確保するため、基金条例を制定するものでございます。

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、平成２７年度の美里町一般会計決算及び特別会計、７会計の決算の認定につきましては、地方自治法の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。平成２７年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

次に、平成２８年度美里町一般会計補正予算（第９号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２４億５,６０５万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１１０億２,８９８万８,０００円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、普通交付税の交付額の決定により１億８,５１５万７,０００円を増額し、国庫支出金では６月の豪雨災害に伴う公共土木災害復旧費負担金（豪雨分）４億２０万円を計上し、震災解体家屋処分等に係る災害等廃棄物処理事業費補助金３億５,７５６万９,０００円を増額いたしております。

県支出金では、豪雨災害に伴う農用地等災害復旧事業費補助金１億８,５００万円、林道施設災害普及事業費補助金１億４００万円を計上いたしております。

繰越金は、前年度の決算剰余金の確定に伴い、２億２,３５５万７,０００円を増額し、町債では災害復旧事業に伴う災害復旧債７億５,７７０万円を増額いたしております。

歳出の主なものといたしましては、総務費の財政管理費では、平成２４年度繰り越し事業の学校施設環境改善交付金の補助裏の地方負担額に充当していた、平成２４年度地域の元気臨時交付金の返還金２,５２２万９,０００円を計上し、情報推進費では超高速通信網の整備に伴う光情報通信基盤整備事業費補助金の総額２億１,７００万円のうち、本年度の事業費といたしまして１,７００万円を計上いたしております。

また、財政調整基金費では、財政調整基金積立金１億２,２００万円を増額し、特定目的基金費では、公共施設整備基金の設置に伴う基金積立金として８,０００万円を計上いたしております。

衛生費の塵芥処理費では、震災家屋解体撤去委託料２億３,９８６万６,０００円、震災解体家屋処分委託料４億４,３６４万円を増額し、農林水産業費の農地費では、豪雨災害に伴う町単独土地改良事業補助金３,６００万円を増額いたしております。

土木費の道路維持費では、町道維持工事費３,０００万円を増額し、道路新設改良費では社会資本整備総合交付金事業の補助額の決定により、町道改良工事費１億１,５８０万円を増額いたしております。

教育費の事務局費では、平成２４年度学校施設環境改善交付金返還金３,５５３

万9,000円を計上し、学校管理費では砥用小・中学校プール、更衣室の修繕工事費1,473万3,000円を計上いたしております。

災害復旧費では、豪雨災害に伴う復旧工事費として、農用地等災害復旧工事費2億円、林道施設災害復旧工事費1億3,000万円、公共土木施設災害復旧工事費6億円、カントリーパーク災害復旧工事費1,200万円を計上いたしております。

特別会計7会計の補正予算につきましては、歳入においては交付額の確定に伴う平成27年度の交付金及び決算剰余金の確定に伴う繰越金等を増額し、歳出におきましては決算に伴う基金積立金の増額、交付額の確定により超過交付となった国・県負担金等の返還金等必要額を補正いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（中川政司君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第87号 平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第6、議案第87号、平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。岩永税務課長。

○税務課長（岩永政臣君） それでは、議案第87号についてご説明申し上げます。

平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について

平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

平成28年9月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。平成28年熊本地震により被災した町民税等の納税義務者に対し、町民税等の軽減及び免除を行う必要があるため提案するものでございます。次のページをお開きください。

平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例

（災害減免の特例）第1条、平成28年熊本地震による被害者に対し、平成28年度に課する当該年度分の町民税等の減免については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによるとするところでございます。

(定義) 2条につきましては、この条例において「全壊」「大規模半壊」及び「半壊」とは、被害認定調査に基づき、罹災証明書で証明を受けた損害の程度を言うものでございます。

(町民税の減免) 第3条でございますが、町長は災害により町民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する災害を受けた日の属する年度分の町民税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額について、当該税額にそれぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額を軽減し、または免除とするものでございます。

第1号、死亡した場合につきましては10分の10。第2号、生活保護法の規定により生活扶助を受けることとなった場合は10分の10。第3号につきましては、障害者となった場合10分の9となります。

第2項、町長は町民税の納税義務者が居住する住宅、この場合、控除配偶者または扶養親族が居住する住宅を含むとなりますが、災害により受けた損害の程度が半壊以上であるもので、合計所得金額1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対し平成28年度において課する当該年度分の町民税の税額のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の区分により軽減し、または免除とするものでございます。次のページをお開きください。

区分といたしまして、合計所得金額500万円以下であるとき、住宅が半壊または大規模半壊と判定された場合でございますが、2分の1、住宅が全壊と判定された場合は全部。それから750万円以下であるときは4分の1、それから2分の1。750万円を超えるときは8分の1、4分の1と、それぞれ行うとするものでございます。

第3項、町民税の納税義務者が、前2項で出てまいりました割合及び第7条につきましては、あとで出てまいります、家財の被害の規定中、複数の規定に該当する場合は軽減または免除の割合が多いものを適用とするものでございます。

(固定資産税の減免) 第4条につきましては、町長は固定資産の納税義務者で、その者の所有に係る土地につき、災害による原状を復することが困難で、本来の使用ができなくなったものに対して、平成28年度に課する当該年度分の固定資産税の税額のうち次の区分により軽減し、または免除とするものでございます。

損害の程度でございますが、被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるときは、軽減または免除の割合といたしまして全部。続きまして、10分の6以上、10分の8未満であるときは10分の8。10分の4以上、10分の6未満であるときは10分の6。10分の2以上、10分の4未満であるときは10分の4とするものでございます。

第2項、町長は固定資産税の納税義務者で、その者の所有に係る家屋につき、災害により損害を受けたものに対して次の区分により軽減し、または免除とするものでございます。損害の程度が全壊と判定されたとき、軽減または免除の割合は全部。大規模半壊と判定されたときは10分の6。半壊と判断された場合は10分の4とするものでございます。

第3項、町長は、固定資産税の納税義務者で、その者の所有に係る償却資産につき、災害による損害を受けたものに対しては、次のページをお開きください。次の区分により軽減し、または免除とし、損害の程度が廃棄または復旧不能なとき、軽減または免除の割合は全部とし、修理費が評価額の10分の6以上であるときは10分の8。10分の4以上、10分の6未満であるときは10分の6。10分の2以上、10分の4未満であるときは10分の4とするものでございます。

続きまして、（国民健康保険税の減免）でございます。第5条、町長は、国民健康保険税の納税義務者、その世帯に属する被保険者を含むが、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する災害を受けた日の属する年度分の国民健康保険税の税額のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額について、当該税額にそれぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額を軽減し、または免除とするものでございます。第1号、死亡した場合10分の10。第2号、障害となった場合10分の9。

第2項、町長は国民健康保険税の納税義務者で、その者がその世帯に属する被保険者も含みますが、災害により受けた損害の程度が半壊以上であるもので、合計所得額が1,000万円以下であるものに対しては次の区分により軽減し、または免除とするものでございます。区分といたしまして、合計所得額500万円以下であるとき、住宅が半壊または大規模半壊と判定された場合は2分の1。住宅が全壊と判定された場合は全部。750万円以下であるとき4分の1、2分の1。750万円を超えるときは8分の1、4分の1と、それぞれ行うものでございます。

第3項、国民健康保険税の納税義務者が前2項及び第7条の規定中、複数の規定に該当する場合は、軽減または免除の割合が多いものを適用するとしております。

（減免の申請）第6条につきましては、この条例の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例、次のページをお開きください。に定める様式により、該当する減免申請書を町長に提出しなければならないとするものでございます。

第2項、前項の規定に関わらず、町長は第2条の規定に基づく被害状況調査の判定結果及びこれに類する町所有の客観的資料により、町民税等を減免すべき事由が

あることが明らかであると認めるときは、前項の規定により申請を省略し、職権により減免することができるものとなります。

(特例の除外) 第7条、家財の被害につきましては、町民税及び国民健康保険税の減免については、この条例は適用せず、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例を適用するものとする。

(減免の取り消し) 第8条、町長は虚偽の申請その他不正の行為により、町民税等の減免を受けた者があると認めたときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

第2項につきましては、町長は減免を受けようとする者が平成27年度分の所得について修正申告を行い、第3条町民税の減免及び第5条国民健康保険税の減免に定める区分に該当しなくなったときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとするものとなります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月14日から適用することとしております。

以上で、議案第87号についての説明を終わります。

○議長(中川政司君) 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番、福田秀憲君。

○10番(福田秀憲君) 議長、10番。ただいま上程されております議案第87号について質問をいたします。

この条例は、町民税等を減免する条例の制定でございますが、これを施行するにあたっては、遑ってこう実施されますけれども、この罹災証明を受けていなければできないということでもあります。この罹災証明は、今、第2次の不服があって、第2次の調査がされてるんじゃないかなと思いますけれども、それが早く終わらないとこれはなかなか適用できないということで、どのあたりまで進んでいるのか、この条例の中でこう質問していいのかどうか、ちょっとあれですけれども、お答えいただければと思います。

○議長(中川政司君) 岩永税務課長。

○税務課長(岩永政臣君) ご説明申し上げます。今度の特例の減免については、9月1日をもって現在のところ、議員のご質問の中で、その後災害の半壊以上が出てきた場合はどうするのかというようなことだと思いますが、それにつきましてはまず最初1次をして、その後、わかったところにつきましては2次、3次というような修正の仕方ということを考えております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 相当なですね、第1次の審査でも申請が出てると思います。

それで、不服で第2次ですね、その調査をしてくれということで、その出ていると思いますが、今どれだけ申請があつて、どれだけ処理しましたよというようなやつがあるのかどうか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 災害対策本部会議で報告を受けておりますけども、すみません、今ここに資料は持ってきておりませんけども、大体1次調査が1,300件ぐらいは終わっておりまして、その中で2次調査をお願いするという方が180件程度でございます。大体美里の場合は、今もうお待たせすることなくですね、今日も朝から2次調査に出掛けておりましたが、180件中、もう調査自体はそれに追いつくような形で今進んでおります。ただ、これは、2次調査は3人1組で回って、大体その1件を調査するのに2時間ぐらいかかります。そのときのいろんな平面図とかを持ち帰って、それから計算をしたりして、「じゃこれはやっぱり半壊に上がるかな」、「そのまま一部損壊だな」というような確定をしなければいけません。その確定に少し時間がかかっているところでございます。180件中、今2次調査が確定したのが160件程度がもう確定をしたと。確定をしたあと通知を出しまして、その通知に基づいて来ていただいて、ちゃんと「こういう理由で半壊になりましたよ。」とか、「そのままですよ。」という説明をするような形を取っているところでございます。今、ですから180の160というような形、状況でございます。

○議長（中川政司君） 福田議員。

○10番（福田秀憲君） 私が心配するのは、早くですね、調査を終わらせて、住民の人が納得していただけるような判定。1次判定よりも、さらにこう何かな、認めるというか、重い判定が出ているということでありますし、熊本市あたりは何か違う調査表でやっておられるとかいう話も聞いております。それと、これからまた台風の季節になってきます。早く調べておかないと、今ある状態を調査できないという形になって、台風の被害で今はビニールシートですね、かぶっているところがいっぱいありますので、あれの雨でのあれも合わせると、今度はまた違った形が出てくるんじゃないかなということで、ぜひですね、早く終わらせていただければと思っています。

質問を終わります。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第87号、平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第6、議案第87号、平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（中川政司君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

—————○—————

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど町長の答弁の中で補足があるということで、町長に許可いたします。

○町長（上田泰弘君） 9月7日現在での正確な数字をお伝えをいたします。

2次調査に関しましては、受け付けが198でございます。調査済みが172でございます。9月7日現在でございます。1次調査につきましては、受付件数に関しましては1,072です。ただ、調査済みがですね、1,348、美里の場合は受け付けた件数よりも調査した件数が多いというような形になっておりますが、これは震災直後、それぞれの区長さんからですね、「あそこが傷んでいるんじゃないか。」「あそこが傷んでいるんじゃないか。」ということで、まず被害を上げていただきました。そこをまだ受け付けをする前に職員で回り始めましたので、受付件数よりも実際調査をした調査済みのほうが多くなっているところでございます。

先ほど申しましたように、1次調査、受付件数が1,072、調査済みが1,34

8。その後、2次調査にまた回された方が198、その中で調査済みが172となっております。その172のうち149件に関して、もう通知をいたしております。もう取りにきていいですよ、という通知を出しているところでございます。

以上、訂正とご報告とさせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の説明を終わります。

-----○-----

日程第7 議案第88号 美里町公共施設整備基金条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第7、議案第88号、美里町公共施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） それでは、議案第88号につきましてご説明申し上げます。

美里町公共施設整備基金条例の制定について

美里町公共施設整備基金条例を別紙のとおり定める。

平成28年9月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町の公共施設整備事業に必要な財源を確保するため、美里町公共施設整備基金を設置する必要があることから提案するものでございます。次のページをお開き願います。

美里町公共施設整備基金条例

（設置）第1条でございます。美里町の公共施設の整備に要する経費の財源に充てるため、美里町公共施設整備基金を設置するものとしております。なお、先ほど上田町長の提案理由の説明でもございましたように、高度経済成長期に一斉に整備されました公共施設が更新時期を迎え、保有施設の更新、統廃合、長寿命化などの公共施設の整備に必要な財源を計画的に確保する必要があるため、基金を設置したいというものでございます。

続きまして、（積立て）第2条でございます。基金として積み立てる額は、歳入歳出予算において定める額とするものとしております。

（管理）第3条でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

第2項でございます。必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるものとしております。

（運用益金の処理）第4条でございます。基金の運用から生ずる収益は予算に計上して、その基金に編入するものとするものとしております。

（繰替運用等）第5条でございます。町長は、財政上必要があると認めるとき

は、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができるとしております。

(処分) 第6条でございます。町長は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の一部または全部を処分することができるというしております。

第7条につきましては、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、条例の施行日につきましては、交付の日からというしております。

以上で、議案第88号についての説明を終わります。

○議長(中川政司君) 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番、坂田竜義君。

○3番(坂田竜義君) 3番、坂田竜義です。先ほどの、ちょっと私が聞き間違いかもしれませんが、提案理由のときに、その説明のときに、定住住宅云々というのがあったですね、それも含めてのことですかね。

○議長(中川政司君) 上田町長。

○町長(上田泰弘君) はい、確かに先ほど提案理由の説明で定住住宅という発言もいたしております。以上でございます。

○議長(中川政司君) 坂田君

○3番(坂田竜義君) 先ほど総務課長から説明がございましたけども、一応今、先日、公共施設の白書というものができておりまして、その後、マネジメント計画を策定中ということですよね、今。それでその、当然私の明日の質問にも関わることですが、公会計との関係で、とにかく今ほど言われましたように、2町が合併してですね、類似の施設もいっぱいありますし、その不用で使われてない施設もありますし、そういうことで、公会計の上では施設ごとのコスト計算云々という項目もございます。ただ、ひびきのようですね、教育施設についてまでコスト計算という見方は私はしておりません。当然、それはコストで図れない部分がございますので、一律にコスト計算ということは必要ないと思いますけれど。ただそのコスト計算をして、要するに赤字、収益を見出さないような施設、遊んでいる施設、そういったところについてはやっぱり、当然売却をするのか、あるいはもう解体するののかという判断をマネジメント計画の中でされるものというふうに思いますけれども、この基金条例の名前だけ見るとですね、この公共施設整備基金だから、今からどんどんまだ整備していきますよみたいですね、聞こえるわけですね。ですから、何か、もう提案されとるけん訂正するということはなかなか難しいと思いますけど

も、そういう公共施設マネジメント計画との絡みで、要するにやっていきますと。だけん、基本的に基金ができれば、財源の提案まであっておりませんけども、財政調整基金なら財政調整基金から原資を持ってくるということだろうと思いますけども、将来的にその不用な建物、売却したりですね、した場合の売却の益金とかもこの基金の中に入れるのか、それとも財産売却収入ということで一般会計に入れるのか、そのあたりどうなるんですか。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） ご説明申し上げます。

ここの今回、提案させていただいております公共施設整備基金につきましては、予算の中でも特定目的のところで8,000万円の額を計上させていただいております。この額につきましては、東南産業跡地の売却の代金を、同額でございますけれども、その分について今回提案しております公共施設整備基金のほうに積み立てをさせていただきたいというふうに思っております。

なお、先ほど上田町長からもお話を申し上げましたように、定住住宅とかも含めましてですね、マネジメント計画でいろんな、例えば統廃合だったりということも出てくるかと思いますが、今後の公共施設の整備につきましてですね、広い範囲で財源として確保していきたいという考えでございます。

なお、この資金のですね、基金の積立をどうするのかという話もございましたが、これにつきましては、例えば公共施設の売却代金を積み立てていくとか、不測の場合については、例えば特別、別途ですね、一般会計の中から積み立てるという方法もあるのではないかなというふうに思っております。そこについては、今後の財政状況も踏まえまして検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（中川政司君） 坂田君

○3番（坂田竜義君） 特定目的の基金ということであるならばですね、あんまり何かこう、非常に何かこう解釈次第ですね、非常にこう広範囲に解釈できるように誤解を招く恐れがあるのでですね、そこは当然その目的に沿った運用ということに心掛けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第7、議案第88号、美里町公共施設整備基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第7、議案第88号、美里町公共施設整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第89号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第8、議案第89号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉成福祉課長。

○福祉課長（吉成一利君） それでは、議案第89号についてご説明を申し上げます。

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年9月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、設備の基準並びに小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例について、改正する必要があるため提案をするものでございます。次のページをお願いします。

改正案でございますので、別途議員の皆様方のお手元でございます新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページの（設備の基準）第28条の中の3ページになりますが、2の表の表中でございます。表の中の避難用というところで、5行目の「バルコニー又は」の次からアンダーラインを引いてありますが、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室」、この部分を右側の付室以下の文言に訂正をいたします。そして、左側に戻っていただきまして、9行目の「かつ、」のあとの「同条第3項第2項第2号、第3号及び第9号」のところを右側の「同条第3項

第3号、第4号及び第10号」に訂正をいたします。続きまして4ページでございます。

(設備の基準) 第43条でございますが、この43条中の7ページになりますけれども、同じくイの表の避難用の表の中で、上から5行目の「バルコニー又は」の次に「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備」、先ほどと内容的には全く同じでございます。この文言を右側のように修正をいたします。そしてその下の、「かつ」の次でございますが「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を、同じく、先ほどと一緒にございますが右側のように「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に修正をするものでございます。

続きまして、附則の1から5はそのままでございますが、新設といたしまして、すみません、9ページでございます、9ページをお開きください。9ページに附則として掲載をしております。1から5の次に、新設といたしまして右側に（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）ということでございます。先ほど申しました「表の中の」は設備の基準の改正でございます。今度は、運営に関する基準の改正でございます。

6番から6項、7項、8項、次のページの9項までございますが、それぞれ内容の趣旨を説明をさせていただきたいと思っております。

まず6項でございますが、人員的には最低保育所の場合は、最低2名はどんな少人数であっても置かなければならないということになっておりますが、2名のうち、その1名は保育士でなくてもよいというようなことが6項の趣旨でございます。

次に、7項の趣旨でございますが、上記の保育士について、右の者であれば保育士とみなすというのは、幼稚園の教諭、小学校の教諭、または養護教諭の資格を持っている方をみなすということでございます。

次に8項でございますが、保育園の場合、保育所の場合は、1日8時間が標準でございますが、8時間を超えて開所をする場合は、定数以上に必要な場合は保育士と同等と認められた者を配置してよいということでございます。

10ページをお願いいたします。9項でございますが、ただし前の2項を適用するときは、定数の3分の2以上は保育士登録がある者でなければならないということでございますが、定数が例えば5人とかいうような形になりますと、その3分の2以上の方は保育士の資格を持っている方というようなことでなければならないというものでございます。

なお、附則の追加といたしまして、施行を交付の日からとするということでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第 8、議案第 89 号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第 8、議案第 89 号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 90 号 平成 27 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 91 号 平成 27 年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 92 号 平成 27 年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 93 号 平成 27 年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 94 号 平成 27 年度美里町砧用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 95 号 平成 27 年度美里町砧用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 96 号 平成 27 年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 97 号 平成 27 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中川政司君） 日程第 9、議案第 90 号、平成 27 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 16、議案第 97 号、平成 27 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 8 案件についてを一括議題としたいと思います。

お諮りします。日程第 9、議案第 90 号から日程第 16、議案第 97 号までの決算認定 8 件についてを一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 90 号から議案第 97 号までを一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第 90 号から議案第 97 号までの決算の認定についてを一括して議題とします。

内容説明を求めます。林田会計課長。

○会計課長（林田眞典君） それでは、決算書につきまして内容説明を行います。一般会計から特別会計、7 つの決算書となっております。

各見出しの次のページを開けていただきますと議案書となっております。一般と書いてある見出しの次のページをお開きください。

議案第 90 号につきましてご説明申し上げます。

平成 27 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度美里町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 12 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないため提案するものでございます。なお、今回の説明につきましては、各会計とも実質収支に関する調書において説明をさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

2 ページ、3 ページが総括表でございます。

4 ページから 17 ページまでが、款項の区分の決算書となっております。

19 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 7 億 2,698 万 4,144 円に対しまして、2、歳出総額 6 億

7,536万267円となり、3、歳入歳出差し引き額は3億5,162万3,877円となります。4、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、（1）継続費、通次繰越額はございません。（2）繰越明許費繰越額は1億806万6,000円でございます。内訳としましては、総務費760万円、民生費15万3,000円、土木費4,075万2,000円、消防費209万6,000円、教育費3,912万6,000円、災害復旧費1,833万9,000円となっております。（3）事故繰越繰越額はございません。計1億806万6,000円となります。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きました5の実質収支額は2億4,355万7,877円となります。このうち6の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額はございませんので、2億4,355万7,877円が平成28年度の繰越金となります。

以下22ページから事項別明細書が269ページまで。財産に関する調書が272ページから279ページまで。282ページからが附属資料となっております。

これで、議案第90号の説明を終わります。

次に、国民健康の見出しの次のページをお開きください。議案第91号につきましてご説明申し上げます。

平成27年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様ですので読み上げを省略させていただきます。

296ページ、297ページが総括表です。

298ページからが款項の区分の計算書となっております。

307ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額19億3,900万2,218円に対しまして、2、歳出総額18億9,971万1,299円となり、3、歳入歳出差引額3,929万919円となります。4、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので、5の実質収支額は3,929万919円となります。このうち6の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額はございませんので、3,929万919円が平成28年度への繰越金となります。

以下、310ページからが事項別明細書です。345ページが財産に関する調書。348ページからが附属資料となっております。

これで、議案第91号の説明を終わります。

次に、土地取得の見出しの次のページをお開きください。議案第92号についてご説明申し上げます。

平成27年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案同様でございます。

356ページ、357ページが総括表です。

358ページからが款項の区分の決算書となっております。

363ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額11万8,562円に対しまして、2、歳出総額1万8,423円となり、3、歳入歳出差引額10万139円となります。4、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので、5の実質収支額は10万139円となります。このうち、6の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額はございませんので、10万139円が平成28年度への繰越金となります。

以下、366ページからが事項別明細書です。374ページからが財産に関する調書、378ページからが付属資料となっております。

これで、議案第92号の説明を終わらせていただきます。

次に、介護保険の見出しの次のページをお開きください。議案第93号についてご説明申し上げます。

平成27年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様でございます。

386ページ、387ページが総括表です。

388ページからが款項の区分の決算書となっております。

397ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額18億268万3,537円に対しまして、2、歳出総額17億4,454万6,103円となり、3、歳入歳出差引額5,813万7,434円となります。4、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので、5の実質収支額は5,813万7,434円となります。このうち6の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額はございませんので、5,813万7,434円が平成28年度への繰越金となります。

以下、４００ページからが事項別明細書です。４２５ページが財産に関する調書。４２８ページからが付属資料となっております。

これで、議案第９３号の説明を終わらせていただきます。

次に、西部水道の見出しの次のページをお開きください。議案第９４号についてご説明申し上げます。

平成２７年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２７年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成２８年９月１２日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様でございます。

４３６ページ、４３７ページが総括表です。

４３８ページからが款項の区分の決算書となっております。

４４３ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。１、歳入総額２億７,５１９万４９円に対しまして、２、歳出総額２億７,４６１万４９７円となり、３、歳入歳出差引額５７万９,５５２円となります。４、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので、５の実質収支額は５７万９,５５２円となります。このうち６の地方自治法第２３３条の２の規定による基金への繰入額はございませんので、５７万９,５５２円が平成２８年度への繰越金となります。

以下、４４６ページからが事項別明細書です。４６２ページからが財産に関する調書。４６５ページからが付属資料となっております。

これで、議案第９４号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、東部水道の見出しの次のページをお開きください。議案第９５号についてご説明申し上げます。

平成２７年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２７年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成２８年９月１２日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様でございます。

４７４ページ、４７５ページが総括表です。

４７６ページからが款項の区分の決算書となっております。

４８１ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。１、歳入

総額 9,421 万 3,789 円に對しまして、2、歳出総額 9,368 万 60 円となり、3、歳入歳出差引額 53 万 3,729 円となります。4、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので 5 の実質収支額は 53 万 3,729 円となります。このうち 6 の地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金への繰入額はございませんので、53 万 3,729 円が平成 28 年度への繰越金となります。

以下 484 ページからが事項別明細書です。496 ページからが財産に関する調書。499 ページからが付属資料となっております。

これで、議案第 95 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、生活排水の見出しの次のページをお開きください。議案第 96 号についてご説明申し上げます。

平成 27 年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 12 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様でございます。

508 ページ、509 ページが総括表です。

510 ページからが款項の区分の決算書となっております。

517 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額 1 億 6,487 万 6,162 円に對しまして、2、歳出総額 1 億 6,366 万 2,876 円となり、3、歳入歳出差引額 121 万 3,286 円となります。4、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので 5 の実質収支額は 121 万 3,286 円となります。このうち 6 の地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金への繰入額はございませんので、121 万 3,286 円が平成 28 年度への繰越金となります。

以下、520 ページからが事項別明細書です。535 ページが財産に関する調書。537 ページからが付属資料となっております。

これで、議案第 96 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、後期高齢の見出しの次のページをお開きください。議案第 97 号についてご説明申し上げます。

平成 27 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 12 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様でございます。

５４６ページ、５４７ページが総括表です。５４８ページからが款項の区分の決算書となっております。

５５３ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。１、歳入総額１億４,１６５万５,０９６円に対しまして、２、歳出総額１億３,９８１万４,６１４円となり、３、歳入歳出差引額１８４万４８２円となります。４、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので５の実質収支額は１８４万４８２円となります。このうち６の地方自治法第２３３条の２の規定による基金への繰入額はございませんので、１８４万４８２円が平成２８年度への繰越金となります。

以下、５５６ページからが事項別明細書です。５６９ページが財産に関する調書。５７２ページからが付属資料となっております。

これで、議案第９７号の説明を終わらせていただきます。

以上で、議案第９０号から議案第９７号までの決算の認定に係る説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第９０号から議案第９７号までの内容説明を終わります。

—————○—————

日程第１７ 報告第４号 平成２７年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（中川政司君） 日程第１７、報告第４号、平成２７年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） それでは、報告第４号につきましてご説明申し上げます。

平成２７年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、別紙のとおり平成２７年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告する。

平成２８年９月１２日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、地方公共団体の長は監査委員の審査に付した当該健全化判断比率並びに資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告しなければならないため提案するものでございます。次のページをお開き願います。

健全化判断比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

下の表でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、共に赤字額がないことからハイフンで表示されておりまして、比率が算定されないため健全な範囲にあると判断されます。実質公債費比率6.5%につきましては、早期健全化基準の25%を下回っております。また、将来負担比率7.8%につきましても、早期健全化基準350%を大きく下回っておりますので、どちらも健全な範囲にある比率となっております。次のページをお開き願います。

資金不足比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告します。

下の表でございます。砥用西部地区簡易水道事業特別会計、砥用東部地区簡易水道事業特別会計、生活排水特別会計のすべての会計につきまして、資金不足がないことから比率は算定されておりません。健全な範囲にあることを表しております。

以上で、報告第4号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、報告第4号、平成27年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

-----○-----

○議長（中川政司君） ここでしばらく休憩いたします。再開を午後1時00分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第18 監査委員の意見書説明

○議長（中川政司君） 次に、日程第18、監査委員の意見書説明を求めます。

10番、福田秀憲君。

○監査委員（福田秀憲君） それでは、平成27年度美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財政健全化に関する意見書について説明をいたします。

開けていただきまして、目次の次です。

平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の提出について

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 遠山史朗、同じく福田秀憲

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成27年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算証書類、その他政令で定める書類の審査を終了

したので、その結果について次にとおり意見書を提出します。

開けていただきまして、審査について。審査の対象、平成27年度美里町一般会計歳入歳出決算、あと特別会計の歳入歳出決算、7つについて行っております。9番目、上記各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出事項別明細書、財産に関する調書及びこれらに関する証書類を審査対象といたしました。

2番目、決算の調整並びに提出時期。決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から町長に対する決算書の提出及び町長から監査委員に対する決算書、審査依頼については、法定の期限内に提出をされています。

審査の期間、平成28年7月26日、28日、29日、8月2、3、4、5日、9日、17日の9日間実施をいたしました。

審査の範囲。この審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正か、かつ効率的に施行されているか、執行されているか等について主眼を置き、関係諸帳簿及び証書類との照合を行い、必要に応じて関係各課から資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、また例月現金出納検査等の結果を参考として計数の正確性等について審査を実施しました。

2ページに移っていただきまして、審査の結果について。審査に付された平成27年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、表1のとおりで、審査にあたっては監査基準並びに重点審査事項について審査をしたが、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳簿及び証書類と合致しており、その計数は正確であることを確認した。また、予算の執行状況についても適正であると認められた。

以上が結果であります。

それからは、一般会計と特別会計の予算額、収入済額、支出済額等の表であります。ご覧いただければと思います。

そのあと、一般会計の歳入歳出につきましては、増減について説明をしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

6ページに財政諸指数の推移ということで表7として掲載しておりますので、皆さんの参考にいただければと思います。

8ページ、特別会計ですが、7つの特別会計についても、歳入歳出の増減について説明を加えております。そして、各種表を付けておりますのでご覧いただければと思います。

15ページ、財政運営の状況、次ページの16ページに予算の流用の状況、不用額については、ご覧いただければと思います。17ページ、予備費の充用につい

て。

その次、契約・入札関係については、事実をそのまま記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

次に、指摘・要望事項の自主的実行について。これは、読み上げて皆さんにご説明をしたいと思います。

指摘・要望事項の自主的実行について。収入未済額は町民税 9 6 2 万 6, 2 3 7 円、徴収率 9 6. 6 %。固定資産税 1, 7 1 1 万 6 8 8 円、徴収率 9 6. 3 %。軽自動車税 2 4 0 万 7, 7 2 6 円、徴収率 9 2. 9 %。国民健康保険税 3, 5 1 5 万 9, 0 0 6 円、徴収率 8 7. 8 %。介護保険料 3 8 5 万 3, 0 4 0 円、徴収率が 9 8. 2 %。後期高齢者医療保険料 7 万 6, 0 0 0 円、徴収率が 9 9. 9 %であります。

平成 2 7 年度においても滞納者の実態調査等を行うなど財産の把握に努め、差し押さえ等の処分が実施されており、特に高額・悪質・長期滞納者については、熊本県及び上益城郡 4 町と協定を結び、搜索・差押のほか、合同公売会やインターネット公売会等による差し押さえ財産の換価を行っている。そのほか、屋外一斉徴収を行うなど、徴収率の向上に向けた取り組みに努力のあとが見られる。また、全県的に推進されている個人住民税の特別徴収完全指定の取り組みについては、平成 2 4 年度から全国より 1 年前倒しして実施されており、平成 2 7 年度は 1, 2 5 0 事業所、前年度比 2 0 事業所が増となっております、も特別徴収事業所に指定するなど、町民税の収納率向上に向けた積極的な取り組みが行われていることは評価できる。しかし、経済状況や就労環境にも不透明感が漂う中、公平公正の確保の点からも、今後とも最善の努力をされ、収納率の向上に尽くされたい。

2 番目として、不能欠損処分された額は平成 2 7 年度において一般会計及び特別会計合わせて 3 9 6 万 3, 2 4 1 円であり、一般会計では町税が 1 1 1 万 8, 9 5 5 円で、前年度より 3 1 8 万 6, 0 0 0 円の減額。国民健康保険税は 2 0 1 万 9, 0 0 0 円で、4 0 5 万 2, 0 0 0 円の減額となっております。介護保険料は 7 6 万 5, 0 0 0 円で、4 0 2 万 4, 0 0 0 円の減額となっております。平成 2 1 年度から県との合同搜索を実施し、滞納者への差し押さえを行っているが、不能欠損処分した金額は昨年度より減少したものの、依然多額になっています。税収は本町財政の重要な財源であり、不能欠損処理の執行にあたっては、善良なる納税者との関係を考慮して、今後とも慎重な対応を望むものである。

3 番目として、町営住宅使用料の収入未済額が 1, 3 1 7 万 4, 6 6 0 円。保育所保護者負担金の収入未済額も 3 9 0 万 8, 5 0 0 円で高額であり、収入未済額は増加傾向にあります。水道使用料や生活排水使用料等についても高額な滞納が見られるため、前述のとおり担当課においても今後も徴収に一層の努力を望むものであ

り、時効にならないよう手続き等について気をつけられたい。なお、債権は「公法上、私法上」に分類され、また自治体の扱う債権にも「公法上の債権」と「私法上の債権」があり、消滅時効の期間、援用の要否等、それぞれ処理方法が違うため、顧問弁護士とも相談しながら滞納処理にあたられるよう要望する。

平成２７年度に施行された「美里町債権管理条例」に基づき設置された「美里町債権収納対策機構」を中心に、今後の債権管理の適正化が図られることを期待するものである。

次に、総括的意見として、平成２７年度美里町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに基金運用状況審査の結果については、証書類、諸帳簿等も整理され、会計経理も適正であり、計数に誤りもなく、正確であることを認めた。

開けていただきまして、一般会計については、本年度オープンした森林体験公園は、さらにダム湖を渡るジップスライド施設の建設も進み、今後は既存の施設、日本一の石段、道の駅美里「佐俣の湯」、家族旅行村、よんなっせ等と連携して利用者の増加に努められたい。

また、平成２７年度は小中学校の施設の整備や文化交流センターの外部改修工事もなされたが、耐用年数を迎える公共施設が増える中で、「公共施設等マネジメント計画」が進められている。住民の意向を十分に把握して、今後も地方交付税や国庫支出金は減少することが見込まれるため、計画的にスピード感を持って進められることを望むものである。

特別会計の各医療費に関しては、人口減少や高齢化の進行の影響か、国民健康保険と介護保険では、被保険者数や給付件数に増減の差はあるものの、１人当たりの給付費はどちらも年間３７万円を超えています。平成２０年４月から始まった後期高齢者医療制度においても、被保険者数は毎年減少傾向にあるが、給付費は年々増加傾向にあり、２７年度は１人当たりの給付費が１０３万円を超えた。医療費の増加に伴う町負担が今後さらに増加することは確実であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の連携を密にしながら、医療費適正化対策及び予防治療、機能訓練等の総合的施策を講じ、町民の健康保持に一層邁進されることが望まれる。

西部・東部地区簡易水道事業では、加入戸数及び給水人口においては年々減少傾向にある。本年度から使用料金が値上げされ、収支の改善が図られたことは評価できる。また、西部水道においては、２７年度から新たに幕、坂貫地区に給水が開始され、さらに今後佐俣地区へも給水が予定されるなど、給水人口の維持・拡大に努められていることはおおいに評価できる。

平成１９年度から進められている「第１次 美里町行財政改革」だが、平成２３年度末に新たに「第２次 美里町行財政改革大綱」が平成２８年度までを期間とし

て策定された。4年目となる平成27年度の効果額は5,429万7,000円で、これまでの9年間で効果額の累計額は10億3,080万6,000円となった。毎年行革の効果が出ていることは高く評価できる。今後も健全な財政運営を図るため、全職員一丸となって改革に取り組み、住民目線による施策の展開を望むものである。

また、懸案であった旧東南産業跡地の利用については、進出企業との契約も整い、今後、町内産業の振興と雇用拡大への寄与がおおいに期待される。町内人口の維持の面からも、職住接近の企業誘致等を積極的に進められたい。

最後に、全国の自治体が抱えている社会福祉問題や環境問題等については、当町もその例に漏れず、この点と直面をしている。今後も少子高齢化対策や生活環境の維持・改善、高度情報化への対応と、行政需要は多様化、増大化することは必至であり、限られた財源の重点的な配分、経費支出の効率化を図り、税・分担金等各種財源確保に一層努める必要があるものと考えている。

こうしたことを踏まえ、今後においても健全財政の堅持に努め、長期的視野に立ち、町民福祉の増進と調整の発展に努力されるよう要望いたします。

以上が一般会計・特別会計に対する意見書であります。

開けていただきまして、緑の用紙の次に、平成27年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率に関する意見書の提出について。

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 遠山史朗、同じく福田秀憲

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成27年7月25日付けで審査に付された平成27年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、その結果について次のとおり意見書を提出をいたします。

平成27年度財政健全化審査意見書。

21ページになります。審査の概要として、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果として、総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。実質赤字比率は、これは算定されないということでハイフンを引いてあります。連結実質赤字比率も同様であります。先ほど説明がありましたけれども、実質公債費比率は6.5%、将来負担比率は7.8%となっており、健全化の基準をクリ

アしておりますので健全と認めております。

個別意見として、実質赤字比率について、平成２７年度も実質赤字額がないことから、比率も算定されなかった。早期健全化基準の１５％未満であり、健全な範囲にあると認められる、これは先ほどの説明。これは、一般会計が対象でありまして、赤字額がどれだけかを標準財政規模に照らし合わせたものの比率であります。

連結実質赤字比率について。平成２７年度も実質赤字比率と同様に比率が算定されなかった。早期健全化の基準の２０％未満であり、健全な範囲にあると認められた。これは、公営企業等も含んだ赤字を標準財政規模の比率で見たものであります。

実質公債費比率について、平成２７年度の実質公債比率は６．５％となっており、早期健全化比率の２５％を下回っているため、健全な範囲にあると認められます。

将来負担比率について。平成２７年度の将来負担比率は７．８％となっており、早期健全化基準の３５０％を下回っているために健全な範囲にあると認められます。

是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はありません。

その先は、資料が付いております。２６ページを開けていただければと思います。

平成２７年度経営健全化審査意見書

審査の概要、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見といたしまして、資金不足比率について、砥用西部地区簡易水道事業、砥用東部地区簡易水道事業、生活排水の各特別会計において、資金不足比率を算定することとなっているが、平成２７年度はそれぞれ資金不足がないことから比率は算定されず、結果として健全な範囲にあると認められる。

是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありません。

以上、意見書について説明をいたしました。

○議長（中川政司君） 以上で、監査委員の意見書説明を終わります。

—————○—————

日程第１９ 議案第 ９８ 号 平成２８年度美里町一般会計補正予算（第９号）

日程第２０ 議案第 ９９ 号 平成２８年度美里町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)

日程第21 議案第100号 平成28年度美里町土地取得特別会計補正予算(第1号)

日程第22 議案第101号 平成28年度美里町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第23 議案第102号 平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第24 議案第103号 平成28年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第25 議案第104号 平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算(第2号)

日程第26 議案第105号 平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(中川政司君) 日程第19、議案第98号、平成28年度美里町一般会計補正予算(第9号)から日程第26、議案第105号、平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの8案件についてを一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第19、議案第98号から、日程第26、議案第105号までの8案件についてを一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 異議なしと認めます。したがって、日程第19、議案第98号から日程第26、議案第105号までを一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第98号から議案第105号までを一括して議題といたします。

まず、議案第98号、平成28年度美里町一般会計補正予算(第9号)の内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長(大倉一昭君) それでは、議案第98号につきましてご説明申し上げます。別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第98号 平成28年度美里町一般会計補正予算(第9号)

平成28年度美里町の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億5,605万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110

億2,898万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年9月12日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。

まず、債務負担行為の追加といたしまして、光情報通信基盤整備事業費補助金につきまして、平成29年度、単年度となりますが、限度額2億円を追加いたしております。地域おこし協力隊員報奨金につきましては、29年度から30年度までの期間1,700万円を。電子納品システムリース料につきましては、平成29年度から33年度までの期間213万3,000円を。文化交流センター電話機器リース料につきましては、平成29年度から平成33年度までの期間102万2,000円をそれぞれ追加いたしております。

次に、6ページでございます。第3表、地方債補正でございます。まず、地方債の追加といたしまして、起債の目的の欄でございます。過疎対策事業債（光通信基盤整備事業）につきまして、限度額を1,700万円。それから、現年発生公共土木施設災害復旧事業（豪雨分）につきまして3億7,980万円。それから、現年発生林道施設災害復旧事業（豪雨分）につきまして3,340万円。現年発生農業施設災害復旧事業（豪雨分）につきまして6,500万円。現年発生単独災害復旧事業（豪雨分）につきまして2,540万円をそれぞれ追加いたしております。

次に、7ページをお開き願います。地方債の変更でございます。起債の目的の欄でございます。臨時財政対策債につきましては、限度額を1億8,234万2,000円から、右側のほうになります、1億6,903万円に。それから過疎対策事業債（福祉事業）につきまして1億2,110万円から1億1,660万円に。辺地対策事業債（林道事業）につきまして1,550万円から1,490万円に。過疎対策事業債（土木事業）につきまして1億5,810万円から1億4,620万円に。現年発生公共土木施設災害復旧事業（震災分）につきまして3億460万円から3億1,990万円に。現年発生林道施設災害復旧事業（震災分）につきまして4,470万円から4,210万円に。現年発生農業施設災害復旧事業（震災分）につきまして3,280万円から420万円に。現年発生単独災害復旧事業（震災分）につきまして1億9,220万円から1億380万円に。災害対策事業（震災分）につ

きまして9,140万円から3億7,810万円に。災害廃棄物処理事業（震災分）につきまして1,820万円から8,990万円にそれぞれ変更をいたしております。

10ページをお開き願います。2の歳入でございます。一番上の枠でございます。目1の地方交付税の説明の欄、普通交付税につきましては、交付額の決定により1億8,515万7,000円を増額いたしております。

それから、上から3つ目の枠になります。目3の災害復旧費国庫負担金の説明の欄の下で行でございます。公共土木施設災害復旧費負担金（豪雨分）につきましては、歳出の国庫負担災害復旧費の3分の2の額、4億20万円を計上いたしております。

その下の目2、民生費国庫補助金の一番上で行でございます。地域介護福祉空間整備推進交付金につきましては、歳出の地域介護福祉空間整備事業費補助金に係る10分の10の補助金でございまして、132万5,000円を計上いたしております。

それから、その下の目3の衛生費国庫補助金の説明の欄、災害等廃棄物処理事業費補助金につきましては、震災家屋の解体撤去処分費等に対する補助でございまして、3億5,756万9,000円を増額いたしてあります。

その下の目4の土木費国庫補助金の説明の欄、社会資本整備総合交付金につきましては、交付額の決定により8,456万5,000円を増額いたしております。

それから、一番下の枠の目2、民生費県補助金でございます。説明の欄の地域支え合いセンター運営費補助金につきましては、歳出の災害救助費の地域支え合いセンター委託料に係る10分の10の補助でございまして、515万2,000円を計上いたしております。

それから、目4の農林水産業費県補助金の説明の欄の一番下でございます。被災者向け経営体育成支援事業補助金につきましては、こちらも歳出の農業振興費の被災者向け経営体育成支援事業に要する経費の補助金でございまして、451万8,000円を計上いたしております。

11ページをお開き願います。説明の欄の上から3行目になります。農用地等災害復旧事業費補助金（震災分）につきましては6,415万円を増額し、その下の農用地等災害復旧事業費補助金（豪雨分）につきましては、1億8,500万円を計上いたしております。

それから、その下の農村地域防災減災事業補助金につきましては、こちらも歳出の農村地域防災減災事業ハザードマップ作成業務委託料に係る10分の10の補助でございまして、900万円を計上いたしております。

その下の節2の林業費補助金の上から3行目になります、説明の欄でございます。林道施設災害復旧費補助金（豪雨分）につきましては、80%の補助を見込んでおりまして1億400万円を計上いたしております。

次に、12ページでございます。一番上の枠でございます。目1の基金繰入金の説明の欄、財政調整基金繰入金につきましては、不足する財源に充当するため5,550万3,000円を増額いたしております。

上から3つ目の枠になります。目1の繰越金の説明の欄の前年度繰越金につきましては、前年度の決算剰余金の確定に伴い2億2,355万7,000円を増額いたしております。

13ページをお開き願います。目5の災害復旧事業債につきましては、説明の欄の現年発生公共土木施設災害復旧事業（震災分）から、一番下の行になりますが、災害廃棄物処理事業（震災分）まで、それぞれ説明区分ごとの増減はございますが、総額7億4,438万8,000円を増額いたしております。

次に、14ページでございます。3の歳出でございます。下の枠の目3の財政管理費でございます。説明の欄の平成24年度地域の元気臨時交付金返還金につきましては、2,522万9,000円を計上いたしております。

次に、15ページをお開き願います。上の枠の目7、情報推進費の負担金補助及び交付金の欄でございます。説明の欄の光情報通信基盤整備事業補助金につきましては、来年度まで総額2億1,700万円の事業費を予定しておりまして、本年度の事業費といたしまして1,700万円を計上いたしております。

それから、その下の目11の財政調整基金費でございます。説明の欄の財政調整基金積立金につきましては、1億2,200万円を計上いたしております。

それから、その下の目12の特定目的基金費の説明の欄でございます。条例制定のところでもお話申し上げましたが、公共施設整備基金積立金につきましては、公共施設整備基金の設置に伴う積立金といたしまして、8,000万円を計上いたしております。

次に、16ページでございます。一番上でございます。目2の高齢者福祉費の説明の欄の一番上でございます。美里町地域介護福祉空間整備等補助金につきましては、新規事業でございまして、介護ロボット設置費に係る補助金、10分の10の国庫補助でございまして、132万5,000円を計上いたしております。

次に、17ページをお開き願います。上から2つ目の枠の目1、災害救助費でございます。節13の委託料の説明の欄、地域支え合いセンター委託料につきましては、震災に伴う仮設住宅等におきまして、高齢者等の安心した日常生活を支えるための相談業務のための委託料でございまして、515万3,000円を計上いたし

ております。

次に、18ページでございます。上から2つ目の枠の目2、塵芥処理費の節13の委託料の説明の欄になります。震災家屋解体撤去委託料につきまして2億3,986万6,000円、震災解体家屋処分委託料（震災分）につきましては4億4,364万円、震災解体家屋仮置き場管理委託料（震災分）につきましては1,491万円を増額いたしております。これにつきましては、一般会計の補正予算（第4号）で家屋の解体撤去の件数を107件と見込んで予算を計上しておりましたが、解体申し込み件数が倍近くと増加しておりますため増額計上したものでございます。

その下の負担金補助及び交付金の説明の欄、損壊家屋自主解体費補助金（震災分）につきましては、個人で家屋を解体された方への補助金でございまして、今回1,000万円を計上させていただいております。

それから、その下の目3のし尿処理費の宇城広域連合負担金（し尿処理施設費）につきましては、浄化センターの橋架け替え工事に伴います負担金の増でございまして、805万円を増額いたしております。

それから、一番下の目4、農業振興費の負担金補助及び交付金の一番下の行になります。被災者向け経営体育成支援事業につきましては、熊本地震により被害を受けた農機具倉庫の撤去・修繕及び農機具の修繕等に係る補助金でございまして、585万4,000円を計上いたしております。

19ページをお開き願います。一番上の枠の目6の農地費でございます。節13の委託料の説明の欄でございます。農村地域防災減災事業、ハザードマップ作成業務委託料につきましては、町内4つのため池のハザードマップ作成に係る委託料といたしまして900万円を計上いたしております。それから、その下の工事請負費の農道等整備工事につきましては、農道3路線の舗装工事費といたしまして1,400万円を増額いたしております。それから、その下の説明の欄でございます。町単独土地改良事業補助金（豪雨分）につきましては、激甚災害に指定された年度における補助率を30%から80%に嵩上げするという事で要綱の改正を予定しております、3,600万円を増額いたしております。

次に、20ページでございます。一番下の枠の目2の道路維持費の説明の欄、工事請負費のところでございます。町道維持工事費につきましては、3,000万円を増額いたしております。それから、その下の社会資本整備総合交付金事業の1,400万円、それから道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業1,300万円、それから工事請負費の社会資本整備総合交付金事業、これは町道の改良工事費分でございますが1億1,580万円。それから一番下の委託料の道路橋梁維持費

でございますが、説明の欄の社会資本整備総合交付金事業、この８００万円につきましては、交付金の交付額の決定によりそれぞれ増額を行ったものでございます。

次の２１ページをお開き願います。上から２つ目の枠でございます。目２の消防施設費の説明の欄の防火用施設構築補助金１１５万４,０００円につきましては、小崎地区の消火栓タンクの修繕、それから佐俣地区の防火水槽の構築に要する３分の２の補助額として１１５万４,０００円増額したものでございます。

それから、一番下の枠でございます。目２の事務局費の償還金利子及び割引料の説明の欄でございます。平成２４年度学校施設環境改善交付金返還金、これにつきましては会計検査により返還額が生じたため、３,５５３万９,０００円を計上したものでございます。

次に、２２ページでございます。上から２つ目の枠の目１の学校管理費の節１５の工事請負費の説明の欄でございます。砥用中学校校舎等修繕工事につきましては、砥用小中学校プールのプール更衣室の修繕工事費として１,４７３万３,０００円を増額いたしております。

次に、２３ページをお開き願います。一番上の枠の目３の文化財保護費の工事請負費の説明の欄でございます。堅志田城址災害復旧工事につきましては、豪雨災害によりまして増破し工事ができなくなりましたため、１,６５４万６,０００円を減額いたしまして、新たに堅志田城址進入路復旧工事３００万円を計上したものでございます。

次に、２４ページでございます。真ん中の枠の農用地等災害普及工事費の節１５の工事請負費の説明の欄でございます。農用地等災害復旧工事（震災分）につきましては、災害査定額の決定額によりまして４,０００万円を増額いたしております。

それから、下の農用地等災害復旧工事（豪雨分）につきましては、農地・農業用施設の災害復旧費といたしまして２億円を計上いたしております。

それから、目２の林道施設災害復旧費の１５、工事請負費の説明の欄でございます。林道施設災害復旧工事（震災分）につきましては、こちらも災害査定の査定の決定額によりまして１,０００万円を増額いたしております。

それから、その下の林道施設災害復旧工事（豪雨分）につきましては、１０路線、３０カ所分の工事費を見込みまして１億３,０００万円を計上いたしております。

それから、一番下の枠になります。目１の町単独災害復旧費の節１３の委託料の説明の欄でございます。測量設計委託料（豪雨分）につきましては、国庫負担災害復旧費への組み替えを行ったものでございまして、８,０００万円を減額いたしております。

それから、目2の国庫負担災害復旧費の委託料の説明の欄、測量設計委託料（豪雨分）につきましては、1億8,000万円を計上いたしております。

それから、その下の説明の欄の公共土木施設災害復旧工事（豪雨分）につきましては、河川・町道等の災害復旧工事費として6億円を計上いたしております。

次に、25ページをお開き願います。目2の社会体育施設災害復旧費の節13の委託料の説明の欄でございます。カントリーパーク災害復旧工事測量設計業務委託料（豪雨分）につきましては420万円を計上しております、その下の一番下の行になります。カントリーパーク災害復旧工事（豪雨分）につきましては1,200万円を計上いたしております。これにつきましては、カントリーパークの屋内ゲートボール場側、それから山之坊ため池側2カ所の崩土に伴う災害復旧工事の費用を計上したものでございます。

以上で、議案第98号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第98号の内容説明を終わります。

次に、議案第99号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） それでは、議案第99号についてご説明申し上げます。議案書1ページをお開き願います。

議案第99号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,470万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,899万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月12日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。2の歳入でございます。まず、目のシステム開発費等補助金でございますが、これは30年度から国保制度改正に伴うシステム改修国庫補助金の決定によりまして、37万5,000円を計上しております。

次に、療養給付費等交付金につきましては、平成27年度分の退職者医療分療養給付費交付金の追加交付決定によりまして、過年度分としまして500万8,000円を計上しております。

次に、一般会計繰入金につきましては、歳出の一般管理費の社会保障税番号制のシステム改修費としまして3万3,000円を事務費繰入金として増額し、一般会

計より繰り入れるものでございます。

次に、繰越金につきましては、平成27年度決算剰余金の確定により2,929万円を増額いたしております。

次に、5ページをお開き願います。3の歳出でございます。一般管理費の節13の委託費につきましては、社会保障税番号制度のシステム改修費としまして3万3,000円増額しております。

次に、諸支出金の目の3、償還金につきましては、平成27年度の事業実績報告後の交付額の確定により、超過交付となった療養給付費等国庫負担金の返還金としまして930万1,000円を計上いたしております。

予備費につきましては、歳入歳出予算の補正に伴い2,537万2,000円を増額いたしております。

以上、議案第99号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第99号の内容説明を終わります。

次に、議案第100号、平成28年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） それでは、議案第100号につきましてご説明申し上げます。別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第100号 平成28年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成28年度、美里町の土地取得特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月12日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。上の枠でございます。2の歳入でございます。目1の繰越金につきまして、説明の欄でございます。前年度繰越金につきましては、前年度の決算剰余金の確定に伴いまして9万9,000円を増額いたしております。

次に、下の枠、3の歳出でございます。予備費につきましては、説明の欄でございます。前年度繰越金の額と同額の9万9,000円を増額することといたしております。

以上で、議案第100号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第100号の内容説明を終わります。

次に、議案第１０１号、平成２８年度美里町介護保険特別会計補正予算（第１号）の内容説明を求めます。吉成福祉課長。

○福祉課長（吉成一利君） それでは、議案第１０１号についてご説明を申し上げます。別冊の補正予算書（第１号）の１ページ目をお開きください。

議案第１０１号 平成２８年度美里町介護保険特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，８６５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８億４，７８７万７，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２８年９月１２日提出 美里町長 上田泰弘

今回の補正の主な理由といたしまして、平成２７年度繰越額の確定また決算に伴う積算による補正でございます。

４ページをお願いいたします。２の歳入でございます。目５のその他一般会計繰入金、説明の欄の事務費繰入金３１万７，０００円。事務費繰入金、社会保障、税番号制度分１９万７，０００円を計上しております。繰越金の事務費につきましては、歳出のほうで説明をさせていただきます。

目１の繰越金、前年度繰越金でございますが５，８１３万６，０００円を計上しております。決算に伴うものでございます。

次に、５ページをお願いいたします。３の歳出でございます。目１の一般管理費、説明の欄の時間外勤務手当３１万７，０００円でございますが、これは震災に伴います税の介護保険料ですね、介護保険料の軽減等の事務に伴うものでございます。

１３の委託料、総合行政システム改修委託料、これは社会保障税番号制度の分に伴うものでございます。

目１の介護予防サービス等給付費、説明の欄の介護予防サービス給付費２万４，０００円の減。特定入所者介護予防サービス給付費２万４，０００円の増、これは熊本地震で一時的に増があったために対応するものでございます。同じく科目内で調整をしたものでございます。

次に、目２の介護予防ケアマネジメント事業費、説明の欄の委託料の介護予防ケアマネジメント委託料５２万円の減。下の負担金のほうでございますが、介護予防ケアマネジメント事業費負担金５２万円の増、これは本年度から介護予防分の総合

事業が始まっておりますけれども、その分で介護予防分の総合事業の事業費の分が増えてまいりましたので、同じ科目内で52万円の調整をしたところでございます。

基金積立金の1、介護給付費基金積立金、説明の欄の介護給付費基金積立金2,888万6,000円、平成27年度の決算によるものでございます。

目2の償還金、介護給付費国庫負担金等返還金2,285万9,000円。平成27年度の保険給付費の実績に伴う返還金でございます。

次に、6ページの目1の他会計繰出金でございますが、説明の欄の一般会計繰出金639万1,000円、これも決算に伴う補正でございます。

以上で議案第101号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第101号の内容説明を終わります。

次に、議案第102号、平成28年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） 議案第102号についてご説明いたします。別冊補正予算書の1ページをお開きください。

議案第102号 平成28年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度美里町の砵用西部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,240万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月12日提出 美里町長 上田泰弘

続きまして、4ページをお開きください。今回の補正につきましては、4月の震災及び6月の豪雨災害に係わる復旧費等の補正、また事業決算により繰越金の確定による補正であります。

まず、歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金におきましては226万9,000円の増額としております。これにつきましては、復旧工事費、修繕費等が必要となり、歳出予算の財源として計上いたしております。

また、前年度繰越金につきましては、事業決算による繰越金の確定があり、37万9,000円の増額。また遅延損害金といたしまして2,000円の増額となっております。

次に、5ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。総務費の中

の一般管理費におきまして、職員手当、旅費のほか、需用費では震災及び豪雨災害の修繕料として67万4,000円。委託料では町道大窪線に埋設してあります配水管の敷設替え工事に係わる測量設計委託料として50万円、工事費では内山浄水場の原水槽、外部配管の凍結防止のための工事として80万円。その他、所要額合計265万円を増額としております。また、公債費におきましては、償還金の元金では財源の組み替えとなっております。

以上で、議案第102号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第102号の内容説明を終わります。

次に、議案第103号、平成28年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） 議案第103号についてご説明いたします。別冊予算書の1ページをお開きください。

議案第103号 平成28年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度美里町の砦用東部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,240万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月12日提出 美里町長 上田泰弘

続きまして、4ページをお開きください。今回の補正につきましては、6月の豪雨災害による復旧費等の補正、また事業決算による繰越金の確定によるものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金につきましては、86万5,000円を増額としております。これにつきましては、修繕費等の予算が必要となり、歳出予算の財源として計上をいたしております。

また、前年度繰越金につきましては、事業決算による繰越金の確定で33万3,000円。また諸収入の遅延損害金といたしまして2,000円を増額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。5ページをお開きください。総務費の一般管理費におきましては、藤木地区の配水管復旧費といたしまして、需用費の修繕料として50万円、原材料として22万6,000円を計上するものでございます。また、19、負担金におきましては、豪雨災害により一部の地区が断水状

態となり、熊本市に給水の支援活動を依頼したときの熊本市職員の日当及び時間外手当となっております。支援活動は、災害発生日から４日間、延べ１８人の支援となっております。これにつきましては、熊本県市町村災害時総合応援に関する協定に基づき支払うものでございます。また、公債費の中の償還金の元金におきましては、財源の組み替えとなっております。

以上で、議案第１０３号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第１０３号の内容説明を終わります。

次に、議案第１０４号、平成２８年度美里町生活排水特別会計補正予算（第２号）の内容説明を求めます。津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） 議案第１０４号についてご説明いたします。別冊補正予算書の１ページをお開きください。

議案第１０４号 平成２８年度美里町生活排水特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６３０万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９，６１２万４，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成２８年９月１２日提出 美里町長 上田泰弘

次に、３ページをお開きください。

今回の補正につきましては、震災による合併浄化槽の修繕費や合併浄化槽設置の申し込み件数が当初予定よりも増加する見込みでありますので、工事費等の補正及び事業決算による繰越金の確定による補正となります。

まず、第２表であります。地方債の補正であります。浄化槽市町村整備推進事業における起債限度額の変更になります。事業費が増額となったため５８０万円を増額し、限度額を２，４７０万円に変更いたしております。なお、起債の方法、利率、償還方法は、変更前と同じであります。

次に、５ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。事業費の受益者分担金におきましては、１０件の増額を見込んでおりまして１００万円の増。また国庫補助金では２８３万８，０００円の増額を計上いたしております。また、繰入金、一般会計繰入金につきましては、事業費増による歳出予算の財源として６０２万１，０００円の増額としております。また、繰越金につきましては、事業決

算により 7 1 万 3, 0 0 0 円の増額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。6 ページをご覧ください。総務費の一般管理費におきましては、浄化槽の修繕料といたしまして 2 5 0 万円を計上いたしております。震災によりまして 3 4 基の修繕を行うものであります。一般会計への繰出金といたしまして 1 2 1 万 4, 0 0 0 円を増額。また所要額合計 4 2 7 万 9, 0 0 0 円の増額としております。事業費では浄化槽設置工事費等所要額合計 1, 2 0 2 万 5, 0 0 0 円の増額の計上となります。公債費におきましては、償還金の利子につきまして、県交付金の減額 6 万 8, 0 0 0 円があったため、財源の組み替えとなります。

以上で、議案第 1 0 4 号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第 1 0 4 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 1 0 5 号、平成 2 8 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） それでは、議案第 1 0 5 号についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 1 0 5 号 平成 2 8 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4, 4 0 3 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出 美里町長 上田泰弘

4 ページをお開き願います。まず、2 の歳入でございます。繰越金につきましては、平成 2 7 年度の決算剰余金の確定により 3 4 万円を増額いたしております。

次に下の欄の 3 の歳出でございますが、一般管理費の役務費につきまして、不足分としまして 4 万 1, 0 0 0 円の増額をしております。

最後に予備費につきましては、歳入歳出予算の補正に伴い 2 9 万 9, 0 0 0 円を増額するものでございます。

以上で、議案第 1 0 5 号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第 1 0 5 号の内容説明を終わります。

-----○-----

○議長（中川政司君） 以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

明日 13 日火曜日は、午前 10 時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会いたします。

—————○—————

散会 午後 2 時 15 分

第 2 号

9 月 1 3 日 (火)

平成28年第3回美里町議会定例会会議録（第2号）

平成28年 9月13日（火）

午前10時00分 開 会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

(1) 3番 坂 田 竜 義 議 員

(2) 5番 上 田 孝 議 員

2. 出席議員（12名）

1番	光 井 博 幸 君	2番	今 田 政 行 君
3番	坂 田 竜 義 君	4番	濱 田 憲 治 君
5番	上 田 孝 君	6番	松 永 正 憲 君
7番	吉 田 美 好 君	8番	渡 邊 義 文 君
9番	上 村 則 幸 君	10番	福 田 秀 憲 君
11番	吉 田 起 登 君	12番	中 川 政 司 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	上 田 隆 信 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	大 倉 一 昭 君
企画情報課長	大 西 茂 君	税 務 課 長	岩 永 政 臣 君
住 民 課 長	向 山 照 美 君	福 祉 課 長	吉 成 一 利 君
健康窓口課長	福 原 哲 治 君	経 済 課 長	長 木 一 美 君
林務観光課長	中 嶋 春 彦 君	建 設 課 長	藤 岡 哲 明 君
水道衛生課長	津 川 昭 博 君	会 計 課 長	林 田 眞 典 君
教 育 課 長	下 田 幸 輔 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	福 島 繁 君	書 記	大 本 由 加 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

広報掲載のために、広報担当者の大原主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

—————○—————

日程第１ 一般質問

○議長（中川政司君） それでは日程第１、一般質問を行います。

通告がっておりますので発言を許します。なお、発言時間は申し合せ事項により、答弁を含め１時間以内となっておりますので申し添えます。

３番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○３番（坂田竜義君） ３番、坂田竜義でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○３番（坂田竜義君） 選挙が近づきますと、いろいろこの出馬を問うですね質問が出るというのは予想されますけども、ただ８月５日に西日本新聞で報道されております町長に対する公職選挙法違反事件、これについてもですね、きっちり見解をですね、明らかにされたがよいかなと思うところでございます。

さて、通告に従いまして質問を行います。

まず、熊本地震後の復旧・復興ということですがけれども、当然これは４月１４、１６の大地震以降の豪雨災害ですね、６月２０日、２１日の豪雨災害も含めての前提でお尋ねをいたします。ご承知のように、４月、１４、１６に大地震がありまして、この町の資料によりますと地震による被害額が１７億いくらかということになっておりました。それと、豪雨災害がですね３０億を超える額ということで、よく見てもみると１９年の災害よりもですね、今度の豪雨災害が大きいわけですね。そういう大変な被害を受けているところでございます。結局、インフラの復旧を優先するというとは当たり前でございまして、電気・水道・ガス、これは当たり前ですがけれども、この道路もですね、いわゆるライフラインの一つでございまして、ところが箇所を個別にいっぱい言いませんけれども、一番、これ当然町当局としても優先順位を付けてですねされなければ仕方ありません、あっちもこっちも一遍に、業者の方の関係もございましょうし、予算の関係もございますからですね。それは優先順位を付けてされていくというのは当たり前ですがけれども、一つは今と目磨の境界で、２１８号の大動脈のところですね、これがとにかく今片側通行です、ようやく。そして、朝夕のラッシュ時にはですね、相当渋滞をいたします。非常に動脈がです

ね片方しか通られないということですのでね非常にやっぱり住民はですね、住民以外の矢部とか宮崎の方もですね、大型トラックが来ますから相当やっぱり困つとるという状況でございます。ですから、これが一つ。それと、由来の入口、これは今、西村建設がやられているというふうな、建設課長から聞いておりますけれど、あと今村と桑野の行くところですね、それから桑野の田辺橋ですか、あそこから貫平に行くところ。要するに県道が崩壊したところですね、この辺り。あるいは大福橋もですね、この勢井のほうから2カ所くえとるし、田底に行く道、それから下福良側の道ですね、これがもう全然その通れないと。非常に地域住民がですね困っておられるわけです。ですから、基本的にその、一応県も復興プランをつくりましてですね、3年、4年のスパンで復興プランというのができておりますけれど、この目磨の218のあの道路、これは県が管理しとるということだから町ですぐどうこうはできないと思いますけれど、ただ本格的に上からですね、上の岩のくえかかるところ、本格的にやるのか。あるいは矢板で止めてですねとりあえずやるのか。あるいは今、宇城高压のところの岩山を崩してですね、その目磨のほうの裏山を崩して、足らないところは鉄骨でその上げてですねするとか、いろいろ住民の方もですね知恵を出して、「ああしたらいい。」「こうしたらいい。」とやっぱ言われるわけですね。それはもちろん素人が言うことですから技術的な問題もありましようけれど、いずれにしても長期に係わるならばやっぱり、少なくとも2車線の道路をですねどうしたらできるのか。今言ったように、こっちの岩山と向こうの岩山を崩してですね、とりあえず2車線にすればですね、相当混雑はですね避けられるんじゃないかと、このように思うところでございます。このあたり、県の主要事業の説明会もあっておるようでございますし、振興局との調整も当然されているというふうに思いますので、このあたりのですね、いわゆる工程表というか大体いつごろまでにそのできるのか。いつできるか分かんかと、住民の方はいつできるか分かんかとじゃないかと思われとるわけですね。ですから、そらすぐはでけんばってん、あと半年、1年、あるいは2年かかります、ある程度その工程表を示してですね、住民の人にやっぱり説明する、そういう必要があるんじゃないかと、このように思いますけれどもそのあたりはどうなっているか、お尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 見通し、あるいは今後の計画等につきましては、詳しくは担当課長がご説明を申し上げますけども、7月14日、それから15日にご案内のとおり、議運のメンバーの皆さんと上京した際に、豪雨災害においても激甚指定をしてほしいということをお願いをしてまいりました。結果、豪雨災害における農地災害は激甚指定をされましたし、宇城管内においては公共インフラのほうも美里だけ現

在のところ激甚指定をいただいたところでございます。皆さんの熱意だというふうに思っております。

議員がおっしゃいますように、今はまだまだご不便をお掛けしてございます。ただ、基本的には住民生活への影響が大きな通行止めと、これはもう町の町道に関してでございますけれども、通行止めとなっている道路の災害を優先して復旧していきたいというふうに考えておりますし、おっしゃるように大動脈であります218号線等に関しましては、これは県のほうも大動脈というのは分かっておられます。一刻も早く両車線でですね通行ができるように、引き続き要望をしていきたいというふうに思います。

○議長（中川政司君） 藤岡建設課長。

○建設課長（藤岡哲明君） 今、坂田議員のご質問でございますけれども、県のほうにですね問い合わせを行っておりますところ、国道218号線の今地区の片側通行箇所についてでございますが、ご存知のとおり崩壊の恐れのある法面がございます。そういったことで片側交互通行ということでございますけれども、計画といたしましては、法面の今崩壊の恐れのある岩盤を安定勾配で切って、最終的にはですね災害復旧工事をするということでございますけれども、その前に、岩盤を防護するための防護柵を設置する応急工事を計画しております。しかしながら、岩盤を掘削するにしても、用地の相談等をですねしなければなりません。また、岩盤を落とす箇所等についても、道路側に落とすわけにはまいりませんので、民地側のほうに落とすような計画等もしておりますので、そういった用地のほうの相談がですね完了いたしましたならば、早急に着工して、県としては年内にも暫定的に2車線通行を確保いたしますして、そういったことで片側通行が解除となります。また、仮歩道の設置も予定しているということでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） いちいちその、あそこもあそこもって聞くつもりはないです。ただ私が先ほど言ったところはですね非常に重要なところなんです。今、建設課長もですね出身のところだから、由来の入口、これもその、結局私も通ってから言いよるからですね。嵯原から行って、その石が、あの大きな石が落ちておりました。手前で通行止めしてあるけど、みんなそれ除けて通って行くわけですね、行きよったわけ、今は工事しよるからあればってん。内園から行く道も交通止めしてあるけれども、そこを、ポールをどかしてですね行きよる。それはもう交通止めしてあるから事故起こしたっちゃしらんよて。そらそうだけれども、住民はそこしか通れないわけですね。ですから、やっぱり石も石屋がおらすからですね、いろいろ薬品を入れてその割ったり、いろいろそのできると。住民の方もやきもきされとるわけで

すよ。ですからその、なら聞きますが、用来の所、それから今村から桑野へ抜ける所、いわゆる県道が落ちた所、それからその大福橋、このあたりはそのどういう工程で考えとるのかお尋ねします。

○議長（中川政司君） 藤岡建設課長。

○建設課長（藤岡哲明君） ご説明申し上げます。

まず、最初に町道内園小崎線、川越の用来の入口の災害現場でございますけれども、4月の地震で道路上部の法面が崩壊して通行止めということでございます。そのときに迂回路となっていました県道囲砥用線、こちらは甲佐平の桑野から川越の貫平のルートですけれども、こちらのほうが6月の集中豪雨でまた決壊し、通ることができなくなったということで、もう川越地区の方ですね、迂回路としまして貫平から桑野に抜ける、離合もですねまならないような町道がございますけれども、そちらのほうをですね迂回路として一応お示ししているというような状況でございます。議員がおっしゃるように、災害現場につきましては、緊急時の車両等の通行も考慮して、車両が通るスペースは空けておりましたもんですから、そちらをですね通られている方がたくさんいらっしゃるということで、地域の住民の方にはですね非常にご不便を掛けていることにつきまして、大変申し訳なくは思っております。

このため、災害の査定前ではございましたけれども、県のほうとも協議いたしまして、急遽応急工事をですね発注することになりまして、8月から着工しているわけでございますけれども、現在、業者のほうで県道側のほうに幅員を拡げるための仮設道路の設置と、また法面崩壊の恐れのある道路上部の法面側のほうに仮設防護柵の設置をですね行っているところです。こちらの完了につきましては、10月中にはですね完了し、通行止めの解除を予定しているところでございます。

続きまして、県道三本松甲佐線の甲佐平の桑野のところでございますけれども、こちらの災害工事現場につきましては、災害査定につきましては地震災害でございますので、もう終了しております。しかしながら、道路上部の山腹法面の崩壊は、治山事業、県の林務サイドで行います緊急治山事業で対応することになっております。上部の上のほうの工事が完了しなければ、下の道路の工事ができないという事情もございますもんですから、着手のほうがまだ県道の道路工事のほうがですね着手できていない状況です。なお、緊急治山工事につきましては、現在県の林務サイドで国のほうに事業を申請し協議中ということで、1月には治山工事が発注予定とのことですので、治山工事が完了すれば、ある程度道も今の岩石が県道のほうにずっと重なっておりますけれども、そういった除去を行いながら、工事を行いながら通行止めはですね解除できていくのではないだろうかということでございます。

次に、町道の勢井下福良線、こちらのほうは大井早の勢井から洞岳の下福良に通

じる道路でございますけれども、こちらの道路につきましては、4月の地震で2カ所被災がありました。また、6月の集中豪雨で1カ所の災害が発生しております。豪雨災害につきましてはまだ査定が行われておりませんで、現在、測量設計中なんです。4月の地震災害につきましては査定のほうも進んでおりますので、こちらのほうにつきましては勢井神社側のほうのですね2カ所地震災害がございますけれども、勢井神社側の災害を来月ですね、発注する予定で今準備を進めております。

なお、それから先のほうの地震災害のもう1カ所につきましては、こちらのほうも先ほどの県道の三本松甲佐線同様、山腹法面の崩壊につきましては、緊急治山事業で対応するということでございますので、こちらにつきましても緊急治山工事のですね工事状況を見ながら、下の方の道路災害のほうに着手したいと思っております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 大体分かりました。ただ県道の筒川の所とこっちのくえとる所ですね、これはもう振興局とよく早く調整してもらって。住民の方はもう「仮設の道でも造ってくれ。」って言われるわけですね。で、もう擁壁ごと流れとるからですね、これは非常に工事大変だと思いますけども、その辺りよろしくお願ひしたいと思います。我々もほら責任がありますから。議会は、こらもう災害に対してはですね、執行部も議会もこら一緒に県に対しても、国に対しても要望していかなんことですから、そういう立場でお尋ねしておりますのでよろしくお願いします。

農地は、まさに手つかずの状況ですけども、今度の補正でいくらかかなり予算も組んでありますので、農地の関係についてもかなりのですね被害が出ておりますので、これは担当経済課のほうで十分工程表等も考慮されまして、できるだけ早くですね復旧されますようお願いをしておきたいと思います。

2点目ですが、この松本防災大臣の記者会見についてということでお尋ねしております。実は8月20日の熊日に載っておりますけれど、8月19日にですね、松本防災担当大臣が記者会見をされております。その中で、要するにまあずっとずっと文章が、発言内容がありますが要約すると、今度の災害についてですね、特別な法律を制定しなくても十分な措置を講じていると。で、被災自治体は心配せずに復旧・復興に取り組んでほしいと、こういうふうに言われているわけです。片方ではもう6月からですね、地方6団体をはじめとして国に対しては「特別措置法、特別立法をぜひ東日本震災並につくってください。」と、こういうことでずっと私たちの町も決議をしましてですね、地方6団体がこぞって国にこの特別立法を求めているのに、防災大臣はこういうことで、「もう特別な法律はつくらんでいいんです

よ。」ということと言ったということはこれはもう、政府の最終的な答えになっていると受け止めているのかどうかですね。県もですね実は引き続いてそれは特別立法は求めていくんだということのようですけれど、最終的に先日の新聞報道によると510億円の特別交付税でもってですね、復興基金をつくりなさいと。こういうことではありますが、県が警戒しているのは、もうこれは手切れ金ですね、「510億円をあげるからもうおしまいだよ。」ということにならないようにしなくちゃいかんということで、今いろいろと議論がされているわけです。片方では、その7月27日でしたか、政府が新たな経済対策ということで、実質原資は13兆円ですけども、事業規模で28兆円ということでの経済対策ということを打ち出されておりました、その中にも熊本地震の復興、防災というのは入ってはおりますけれども、この中にいくら盛り込まれているのか全く不明でございます。

そうということで、この松本防災大臣の記者会見というのをですね、まあ県も同様のことなんですけども、どのように受け止めて、それを受けて今後どういうふうに取り組みを進めていくのかですね、その点お尋ねします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 松本防災担当大臣が現行制度で十分対応できると発言をされたことは、非常に残念に思っております。熊本県の町村会といたしましても、4月、5月、7月にそれぞれ国と関係省庁に対し要望活動を行われております。内容といたしましては、復興基金の創設と特別措置法の制定を、特に強く求めてあります。このうち復興基金につきましては、ご案内のとおり、金額の是非はあるかもしれませんが熊本地震に対して510億円の基金創設が認められ、県において条例化されたところでございます。

一方、特別措置法に関しましては、当初より国からの答えが、これはあまり、要望に行ったときもそうなんですけども、あまり前向きではございませんでした。理由といたしましては、東日本大震災と比較した場合、東日本では被災自治体が100を越え、現行の国の制度では対処できないということで特別措置法をつくったと。しかし、熊本地震の場合、被災自治体が20自治体弱であり、特別交付税の活用で十分対処できるだろうというような考えをお持ちのようでございます。今回の松本防災担当大臣の発言の根拠に、その辺がなっているのではないかなと感じております。

しかしながら、11月に予定されております全国町村長大会におきましても、熊本地震に対する特別措置法の制定を含む財政的、人的支援について要望項目に盛り込んでいただいているところでございます。

今後も、熊本県町村会もそうでございますけども、美里町といたしましても財源

のですね心配をすることなく、安心して復興を進めるために特別措置法の制定を今後も粘り強く要望していきたいと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 我々も一緒にですね、国に対しては要請していかなければならないことですから、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、3点目は義援金などの配分状況ということでお尋ねをいたします。県のホームページを見ますと、8月1日現在で県に寄せられております、日赤とかを通じたお金も含まれていると思いますけれど、382億円ということですね、私が確認したところでは県のホームページには載っておりました。それで、死亡世帯には100万円とかこの基準がもちろんございますけれど、町においてはですね、今の時点でいくら県から義援金が配分されて、その配分は今時点でどうなっているのかですね。それから、基準は一緒だと思いますけど、変わった基準であればそこがどうなのかですね。それから、配分委員会、配分委員会とはどのようなメンバーになっているのか。この辺りについてお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 吉成福祉課長。

○福祉課長（吉成一利君） ご説明をいたします。

義援金の今、配分の状況、また流れでございしますが、日赤、共同募金会、熊本県ということで、この三つをですね、熊本県のほうから町の方に配分基準に基づいて配分をされております。現在では、まず6月までにですね、3,960万円が配分をされました。ここにつきまして、配分委員会の中で、配分委員会のメンバーにつきましては後ほど詳しくご説明をさせていただきますけども、3,960万円を今配分しているところでございます。そのあと、第3次の配分ということで、8月に入りまして4,160万円の配分がなされております。現在、美里町には合計で8,120万円の義援金が配分を受けております。このあとのスケジュールでございしますが、先ほど言いましたように3,960万円につきましては、今既に配分の割り当てをしております。残りにつきまして、今月の終わり方までには、下旬までには遅くとも配分委員会をしまして配分を行う予定でおります。

もう1点の配分委員会のメンバーでございしますが、町長をはじめ町の関係課長が5名でございします。町長、副町長、総務課長、そして福祉課長、会計課長、そして囑託会長さん、社会福祉協議会の事務局長、民生委員会の会長、婦人会の会長、そして美里町立の小中学校の校長会の会長、町議会議長、そして消防団長の計16名で構成をしております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） はい、分かりました。今、義援金の配分状況については今分かりました。これは、町に直接寄附金とか義援金をされたところは別ですよ、これは。いずれにしても、この基準というのがありますので、公平公正に配分をされますようお願いをしておきたいと思います。

最後に、震災復興プランということなんですが、一応県でもですね有識者会議というのをつくられまして、この復興プランというのがですね県議会でも、新聞報道もされましたし、県議会でも当然今、議論がされているところでありますけれど。あとは熊本市の計画も私は入手しております。あと、町村の段階では益城町と嘉島町ですが、私が知っている限りでは2つの部分の復興計画というのは出ているということでございますが、特にこのあたりは被災のですね状況が大変甚大なところでありまして、当然そういう一定の3年、4年のスパンでもって計画を立てて復興していこうというような、当然立てなければならないことだろうと思います。ただ、うちの場合でもですね、被害額はその益城とかと比べれば少なかったかもしれませんが、ただ片方では町の振興計画とかですね、あるいは地域再生計画とかその、類似の長期計画がいくつかございます。当然、その基盤が崩れとるからですね、そのあたりのやっぱり基盤の復旧というのを前提にしないと長期計画の設計図がくるってくるんじゃないかと思うんですね。ですから、当然その地震、豪雨による災害の復旧・復興プランと、こういったものはどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 4月の震災から5カ月を迎えようとしています。当初の避難であったり、応急対応、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移りつつございます。仮設住宅は、第1期分が既に入居が完了しておりまして、第2期分につきましても今月中には県の検査が行われる予定で、来月には入居される見込みでございますし、危険家屋の解体も始まっております。また、町道や林道、農地等の災害査定も順次始まっており、復旧・復興に向けた工程が進み始めています。

こうした中、これまでの状況や取り組み、これからの復旧・復興に向けた道筋を町民の皆様にお示しすることは非常に重要なこと、大事なことであるというふうに考えております。

このようなことから、現在、美里町第2次振興計画における基本計画の見直しも含めまして、震災復興プランの策定に向けて検討を行っているところでございます。

また、策定にあたりましては、やはり被災された方々が、今何を望まれているのか。例えば一部損壊以上の方がたくさんいらっしゃる。そういった方々が今何を望まれているのか、あるいは今後どのように生活再建をしようと考えていらっしゃる

やるのか等を把握する必要があると考えておりまして、そういった方々を対象にアンケート等の準備も現在行っているところでございます。

これから、震災復興プランの策定、現在検討中でございますけれども、策定にあたりましては議会の皆様のご指導・ご協力も得ながら進めていかなければならないと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） それでは、その取り組みを確実にですねすすめていただきますようお願いしておきたいと思います。

続きまして、2点目の下中郡地区水道水質改善工事についてお尋ねをいたします。これは、この前の議会でもですね、お尋ねをしたところでございますが、何でも聞くとやということをおっしゃるかもしれませんが、これははっきりした答えがですね返ってこないから何遍も聞きにやいかんわけですね。

で、1点目はこの水源地の被災がされたですね、擁壁の崩壊とか、道が、崖がくえたりして、私も見に行って写真も撮ってきておりますけれど、この水源地については、この被災の状況と復旧の計画ですね、これがどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） 水源地の被災状況と復旧についてご説明いたします。

まず、水源地の被災の状況ですが、水源地におきましては6月21日の豪雨により、町道下原高木線の路肩が崩落し、コンクリート擁壁の一部及び大量の土砂が水源地へ流れ込んでおります。また、それと同時に町道乙女線からの道路排水が一気に流れ込みまして、配水池に水を送水するために埋設をいたしました配水管と、各種の信号を制御盤に送信するための電気ケーブルも、土砂崩落時に一緒に切断をされてしまいました。また、浄水機におきましては、水源地の濁った水が送り込まれてきましたので、濾過器のフィルターが詰まり、硝酸態窒素を除去することができない状況となりました。そのため、一時は断水となっておりました。しかし、そのような状況下ではありますが、集落では水が必要になりますので、配水管と電気ケーブルを応急的に復旧いたしまして、原水を浄化しない状態で給水を行っていた状況です。

次に、復旧についてですが、被災現場におきましては、区長、県水道組合長でいらっしゃいます。それと地区の水道の委員さん、建設課、経済課、水道課とで一緒に協議を行いました。復旧方法としましては、まず建設課のほうで実施する町道下原高木線の災害復旧工事におきまして、水源地に落下しているコンクリート擁壁の撤去がまず必要であるかと考えております。そのあとに、大量に流れ込んだ土砂を

撤去することになります。現在、水源地は中蓮寺公園として経済課のほうで管理をいたしております。実際には水源地の清掃や維持管理を下中郡地区に年間を通して維持管理契約を結んでおります。公園は地元の大事な施設でもありますので、復旧方法については地区とも協議を行い、地区の意向も考慮して実施したいというふうに考えております。公園の復旧が終わりましたら、最後に水道設備であります送水管と電気ケーブルを本復旧する計画であります。

以上であります。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 中蓮寺公園ということでその、公園のほうは経済課、道が絡むから建設課、それはそれでいいんですけども、当初ですね、住民の方から聞きますと、中蓮寺のその水を取水する所ですね、あれが私も見にいったけれども浅くなって、とにかく、これは最初はもう少し掘り下げて深くするという計画だったて聞いたんですね住民の方から。それが、できればこの際もう少し水源地を掘り下げて、送水管を取水する所をきちっとその、そのあたりの整備も併せてお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、浄水機の詰まりについて今言われました。そういうことで被災をしたと。今はもう、そこは改善されているということですよ。

○議長（中川政司君） 津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） ご説明いたします。

浄水機の詰まりにおきましては、濾過器、フィルターの洗浄を行いまして、また貯水タンクのほうも中のほうにちょっと土砂等、少し砂等が入っておりましたので、そちらも清掃を行って、現在は通常通りの運転をされているというふうに組合長より聞いております。

以上です。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） この住民に対する説明会と水質検査について、これはこの前聞いたことですが、一応専門会社のあれでその検査をしたんだということでございました。それでですね、基本的に私はこの水質検査、これはちゃんとした高度の機械がございしますのでね、そういうことで当然これは私たちが簡易水道組合の責任者をしたときもそうですけれども全部水質検査をして、成分検査をしてですね、住民に周知するというのは当たり前のことなんですが、「もう専門機関だけの検査でいいよ。」と、もうこれいいです、住民の方がですね、それでいいと言われてればいいです私は聞きません。それから、住民に対する説明会もですね、「もう説明せんでいい。」って住民が言われるならいいですたい。もうそれ以上私は言いません。

ただですね、この補助金とその随契の関係、あともう続けますけれど、補助金が必要にあと加圧系の関係、あと追加工事が500万円でしたか、合計4,950万円で約5,000万円の町費をつぎ込んだわけですね、これ一般財源ですね。ですから普通その、ここにこの持ってきておりますが、水道整備事業補助金交付要綱ということで見てみますと、補助金の額はですね、組合においては事業費総額の40%の400万円までとすると。ということはその、事業費総額は1,000万円と。1,000万円までの事業費で4割の400万円までは補助金を出しますよと。それから、地区においては200万円と。こういうことでその補助金を決めとるわけですね。にもかかわらず、補助金ということで区に補助しましたということで、片方じゃこの交付要綱から全くおっぱずれてですね、5,000万円も補助金を出すと。一体何をその根拠に5,000万円もですね、水道組合に出せるのかというのが一つなんです。要するにこれを「議会で承認したけんよかろうもん。」で。そういう事で議会で承認しました。しかし、これは当然そのそういう関係法令をクリアしているものという前提で捉えておりますのでですね、よくよく調べたら補助金要綱では400万円までということになっておるということですから、唯一これを言い訳するのはですね、「もう町で直接しますから。」ということ以外に言い訳できないわけですよ。それが一つ。もう一つはその、随契、4つの業者が水道設備、電気工事、それから浄水機と4つに分けてございます。その2件がですね、前回も聞きましたが、随意契約でされとるわけです。この前の説明では、「うんにゃそれは区がしましたから。」ってということなんです、そういうことじゃないんですよ。やっぱり町が補助金を5,000万円まで出してですね、やるならばちゃんと町の基準、ちゃんと法令に定められておりますから、それに従ってそら区を指導せにやいかん、こういうことなんですね。ですから、大体随意契約というのは、自治法にも書いてあります、町の財務規則にもはっきり書いてありますけれど、130万円以下と、工事の130万円以下なら随契でいいよと、こういうふうに決めてあるわけなんです。ところが1,000万円もかかるとのを随契ですと、そういうことの根拠がですね、全く私には分かりません。随契でできる場合ということで、自治法の例示が9項目ぐらい例示してありました、調べたら。一つは少額の契約であるとかですね、これは少額ではありません1,000万円ですから。それから性質、または目的が競争入札に適しないとか、これは専門家でご承知と思います、入札の専門家は9項目。これに該当する場合は随意契約ができますよと、こうなるとるわけですね。なら、この9項目のうちですねどの項に該当するから随契でOKとなったのか、そのあたりをお尋ねします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君）　まずは、私のほうからお答えをさせていただきます。補足があれば、また担当のほうからご説明をいただきます。

今回のその補助金の根拠でございます。この補助金を交付する根拠といたしましては、美里町家庭用浄水器設置補助金交付要綱により交付を行っております。この要綱では、「行政地区がまとまって行う整備事業に係る補助金の額は、整備事業に要した費用の範囲内」としてございます。補助金として交付する理由といたしましては、この水道施設につきましては、地区の財産、管理物でございます。また工事後の維持管理、運営も地区が行うことから、町が実施する事業ではなくて地元が主体となり実施する事業に対して補助金を交付するというのが適切であると、判断をいたしましたところでございます。この予算につきましては、平成27年9月の定例会に上程し、ご審議をいただいております。また、定例会前の8月25日に全員協議会の開催をお願いし、事業内容等を説明をいたしております。その中で、地元の負担についての説明といたしまして、地区全体としては町営水道の整備を希望されておりましたが、下中郡地区のみでの整備は、これは非常に町営水道になりますと数億円、当時の概算で大体3億円以上かかるということでございましたので、整備は非常に難しいということで、町営水道事業の事業分担金に相当する金額を負担金として地域の方々から出していただきまして、そしてその負担金相当額を差し引いた金額を補助金として、今回これは交付してあるわけでございます。

それから、随意契約の根拠といたしましては、これは発注方法に関しましてもこの前の議会でもお答えをいたしましたけれども、事業主体である下中郡簡易水道組合と協議を行っております。2件の水道設備工事及び電気工事につきましては、これは一般的、標準的な内容の工事でありまして、地区内にそれぞれ4業者おられたこともありまして、指名競争入札として発注してあります。また、2件の水質改善工事に関わる機械設備等の工事につきましても、これも下中郡簡易水道組合としっかりと協議を行わせていただいております。この中で、地元としては工事後の長期に渡る機械設備等の維持管理、メンテナンス、補修などのことを考えると、地域内の水道、要は下中郡地区内の水道事情や機械設備内容に精通された業者、信頼がおける業者に工事を発注したほうが、そのあとの点検、あるいは維持管理、あるいはメンテナンスもしっかりしてもらえらるだろうという判断のもとで、そうすることによって長く施設を利用できるだろうという判断のもとで、組合において技術力のある、信頼のおける業者と随意契約により発注されたということでございます。

○議長（中川政司君）　坂田君。

○3番（坂田竜義君）　浄水器の設置補助云々ということですが、これは個別の家庭に設置する浄水器についてですね、補助金を出すということじゃないんですか

ね。

○議長（中川政司君） 津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） ご説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、各個人の家庭ごとの補助と併せまして、地区が行う場合の補助の要綱も、この美里町家庭用浄水器設置費補助金要綱の中にうたっております。

以上です。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） ちょっと納得いきませんが、要するに5,000万円の補助金を出しました。大体受益されている家庭の戸数がですね、個別に引いておられるところを除けば50軒なんですね。5,000万円だから50軒で1軒に100万円やったと同じこつ。ですから、逆に言う「なら1軒に100万円やったほうがよくはないか。」というね、そういう意見もあるぐらいなんですよ。ですからその、基本的にそういう、ちょっと何か拡大解釈をされているような気もするのでですね、これちょっと今ここで論争しよっても仕方ありませんが、ただそれはちょっとまた今後また引き続いてお尋ねをしていきます。

それから、随契についてですね、これは今確かにそのあとのメンテナンスがどうのこうのと、それはもう意味は分かりますけれど、ならその自治法とか凡例で出てる9項目のうちのどこに当てはめたんですかて聞いたんですね。結局その少額の契約であるとかですね、その性質に合った目的が競争入札に適してないとか、特定の施設だから物品購入、役務の提供を受けるとか、9項目示してあるわけですから。このどれに該当させたんですかて聞いたんです。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、今回の下中郡区のこの事業につきましては、その財産は下中郡にございますので、まずは事業主体が下中郡であったことというのが大前提でございます。その中で、強いてこの地方自治法の随意契約第167条に書いてあります中で上げさせていただければ、「競争入札に付することが不利と認められたとき」というふうに解釈できるのではないかと。要は、今回の場合は、その後のやはりメンテナンス、そういったところにその地域の方々は最大限の考えを持たれたというところで、これに当てはまるのではないかなと。これは強いて言えばの話でございしますが、そう思います。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） そらもう解釈のしようですからね、あれですけど、ただ問題は、これだけの事業規模になるとやっぱいろんな問題が出たときに必ず、区ではこれは

責任は取れませんよ。ですから、必ず町の責任にこうなってきます。そして、その機械もですね、私がちょっといろいろ専門の人に聞いてみたら、機械メーカーがオルガノとかクリタとかあるそうですけども、この使っている機械がですね何かもうあんまり名の通ってない機械を使っているというふうな話も聞いたわけです。で、一流のオルガノとかクリタとか、いろんなその一流メーカーの機械じゃないと。だから、そういう機械を扱っているところを入れた入札とかなぜできなかったのかですね、それはいいです。全然意見が違いますからね。だけんただ、こういう私がいくつか問題指摘しておりまして、あとでいろいろ出たときは、町がですねかなり責任を負ってくるということだけは申し上げておきます。

それと、3番目ですけれども、地方公会計の整備ということでお尋ねいたします。平成18年の8月に地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針ということで総務省から文書が出まして、主に地方自治体の資産、債務管理、改革に資する観点からですね、純資産、変動計算書、試験収支計算書を加えた財務書類4表と公営企業会計や一部事務組合、第3セクターまで含めた連結ベースでの財務書類を整備することが必要だと、こういうことの文書が出されました。19年10月にも、その公会計制度研究会報告書というのが公表されまして、いろんなその自治体の公会計、今までの官庁簿記、単式簿記からですね、複式簿記に切り替えていくべきだと、こういう総務省の指導がずっと行われてきたところでございます。いろいろ詳しくは述べません、調べておりますけど、時間の関係で言いませんけど、この公会計の進捗状況、総務省からいろいろ指導が来ておりますが、今現況として公会計の取り組み、進捗状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） ご説明申し上げます。

本町では、平成20年度決算から新地方公会計制度研究会報告書、先ほど議員申されました報告書でございます。示されました総務省改定モデル方式によりまして、財務書類、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資産収支計算書の作成を行っております。平成21年度決算から普通会計に加えまして、特別会計や一部事務組合などの関係団体を含めました連結ベースの財務書類の作成を行いまして、町ホームページに分析結果を公表しているところでございます。

さらに、平成26年4月に財務書類の作成に関する統一的な基準が示されまして、平成27年1月には統一的な基準による地方公会計マニュアルが取りまとめられておりまして、総務大臣通知により同マニュアルを参考にすべての地方公共団体において、統一的な基準により財務書類を作成されるよう求められているところでございます。本町では、平成29年度までに統一的な基準に基づく財務書類を作成する

ことといたしております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 状況は分かりましたけども、固定資産税台帳の整備、複式簿記の導入、財務書類の作成、これは今も答えがありましたのでお尋ねしませんが、一つは公共施設白書というものが作成されまして、一応目は通しておりますけれど、昨日もちょっとお尋ねしたんですが、今度公共施設のマネジメント計画というのが今作られております。作成中であると思いますが、この新しい総務大臣が示しました統一的な基準による地方公会計の整備促進についてという事で、27年の1月に大臣通知が出されまして、いろいろ取り組みが今されて、29年の3月までですか、29年までに一応進めているということでございます。で、問題はそういうことで、各個別、施設ごとのコスト計算ということになったときに、当然もう遊休施設についてはそのコストも何もですね、維持管理費が当然かかるぐらいで収益は何も生み出しません。そういう遊休施設があります。それと、今稼働しておってもですね、基本的にはそのそういう教育施設については度外視です、これは。教育施設については何も採算が取れる仕組みになってませんからですね、それをコスト計算でやりなさいというのは、そういうことは言いません。そういうことで、ある程度コスト計算をして、これはもう廃止すべきなのか、あるいはもう売却するほうがいいんじゃないかという判断を当然マネジメント計画の中でされていくというふうに思いますけど、そのあたりはこの公会計との関係でどのように整理されているのかお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） ご説明申し上げます。

事業別、施設別分析につきましては、固定資産台帳及び現在作成中の公共施設マネジメント計画を踏まえまして、平成29年度以降に事業別、施設別の行政コスト計算書等を作成いたしまして、セグメント、区分ごとの分析を行い、予算編成時におけるライフスタイルコストを踏まえた施設建設の検討、施設別コスト分析による統廃合の検討、受益者負担割合による施設使用料の見直しや、利用者1人当たりのコスト等を活用し行政評価を行う予定といたしております。なお、公共施設マネジメント計画の中で、現段階で住民アンケート、それから意見の公募等を行って、既に終わっておりますが、今後につきましては職員のもので、中の組織をつくりまして、今後の施設のあり方ですね、先ほどおっしゃいましたように、存続していくのか、あるいは見直しをするのか、廃止していくのかという部分についてですね、今後詳細にまた検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 大体分かりました。要するに、これだけですな複式簿記になりまして、当然その公認会計士とかですね、かなりの専門的な知識でもって見ないとですね、いわゆる監査の場合ですね、監査をする場合に、複式簿記も分からんようなことではいけないわけですね。ですからまあ、監査委員が今2人なんですが、そういう公認会計士とかですね、そういう専門家、専門家を監査委員に加えていくとか。あるいは外部監査とかですね、監査法人等に委託する、これは条例で決めなければできません。それから、県とか市は必置義務がありますが、町村は必置義務がございませんので、議会で議決をしなければ置かれないというのは分かりますけれど、そういう専門家の導入、あるいはそういう外部監査、こういったことについてこれは町長がどう考えておられるのかお尋ねします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員おっしゃいましたように、都道府県あるいは政令指定都市、あるいは中核市にはこれは義務づけられているところでございます。昨年12月の議会定例会におきましても、外部監査契約に基づく監査についてのご質問がございました。外部監査契約に係る条例を制定しています、これは日本全国で、今都道府県、政令指定都市、中核市を除く日本全国で12の市町村が包括外部監査、外部監査の導入をされております。そこにいろいろとお尋ねをしたところ、2つの自治体からですね、回答がございました。その中でメリットといたしましては、個別の事務事業についてより深く調査検証できる、あるいは監査委員監査を補完する機能がある等々ありましたけども、一方で多大な費用が発生すると。あるいは一度条例を制定すると条例を廃止しない限り、必ず外部監査を実施する必要がある。あるいは外部監査委員による監査対応のための書類の作成のため、事務負担が非常に大きいと。あるいは監査委員監査と外部監査が重複したテーマになる可能性がある。あるいはその、おっしゃいますように公認会計士等々、外部監査人となり得る有資格者がなかなかその人材的に揃わない、人材確保の面で不安要素がある等のデメリットも教えていただいております。そういったのをちょっと総括して考えなければいけません、現在のところはその外部監査の条例を制定するというようなところまでは考えていないところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 時間ですから終わりますけども、一応その外部監査はそれは事情は分かりますけども、あとその監査委員にですね、そういう専門家を入れるとかという部分についてはですね、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中川政司君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開を１１時１５分といたします。

—————○—————

休憩 午前１０時５９分

再開 午前１１時１５分

—————○—————

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、５番、上田孝君の一般質問を行います。上田孝君。

○５番（上田 孝君） 議長。

○議長（中川政司君） 上田君。

○５番（上田 孝君） ５番、上田孝です。質問に入る前に、先の熊本地震や度重なる豪雨災害で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げるとともに、１日も早い復旧・復興をご祈念申し上げるものでございます。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず、美里町町長選挙について行います。在任期間の自己評価と今後の対応についてということですが、遠慮深い町長には答弁しにくいとは思いますが、これまで執行部や職員の皆さんとともに頑張ってこられた成果を自己評価していただき、なおかつこれまでやり残してしまったことや今後の課題について語っていただいた上で、町長選挙に向けた思いをしっかりと表明していただきたいと思います。お願いします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 自らを評価するということは大変難しいことでございます。ございますが、あえて何点か挙げさせていただきますと、まずは長年の課題であった東南産業跡地への企業誘致でございます。大阪に本社を置くサクラ化学工業の進出が決定をいたしまして、今月の２８日に熊本県立ち会いのもと、企業立地協定を締結させていただく予定でございます。このことによりまして、近い将来、働く場が生まれ、美里町内におきまして雇用の受け皿が確保できるものと期待をいたしております。

次に、下中郡地区における水質改善事業でございます。長年、飲用に適さない水を使用してこられた地区に、安全で安心して飲める水を提供できる環境が整ったということは素晴らしいことだというふうに考えております。

次に、まだまだこれは一部地域ではございますけれども、ブロードバンドの基盤整

備でございます。現在のところ、旧中央地区の一部において、超高速の光通信システムが整備されました。これも現代社会においては欠かすことのできないインフラ整備だと考えますし、大きな一步を踏み出せたものと考えます。ほかにもフォレストアドベンチャーの整備による交流人口の増加や、子ども医療費の18歳までの拡充と、償還払いから現物給付方式への制度改正等がございますが、これは一人でできたことではございません。すべてにおいて、議会のご理解と、それから町民の皆様のご協力があってこそだというふうに感謝をしているところでございます。

なお、今後の対応、課題といたしましては、熊本地震と大雨豪雨災害からの復旧・復興が第一の大きな課題だと考えております。確実な予算の確保と一刻も早い最低限の復旧をなすことで、不安や不便をできるだけ早く取り除き、災害前の普段の生活に近づくことができるようにしなければならないと、いうふうに考えております。

また、今回予算を計上させていただいておりますブロードバンドの全地域整備も大きな課題の一つでございますし、まだ生かされていない公有財産をいかに有効活用するのか、あるいは美里町の良さをいかに生かして地方創生を進めていくのかなど、取り組むべき課題はまだまだ美里町山積いたしております。また、これは個人的な問題、課題でございますが、私がある老人クラブの総会で現金5,000円を寄付して公職選挙法違反ということで告発を受けております。その件につきましては、これは飲食を伴う会であるということで、私としては会費として提出をさせていただいております。現在、その件につきましては事実確認等調査をされて、捜査をされているところでございますので、それ以上のことは私のほうからは申し上げませんけれども、その結果というものはしっかりと注視をしていきたいというふうに思いますし、今後はこのようなことがないようにしっかりと脇を引き締めて、頑張っていかなければいけないというふうに考えております。

そのような観点から、これからも引き続き、まだまだ山積している課題は。先ほどの個人的な問題におきまして、地元の方にも大変ご迷惑をお掛けいたしております。そういったことも含めまして、改めて襟を正してですね、しっかりと美里町のために頑張っていきたいというふうに思います。

まとめになりますが、これからも引き続き町政運営を担わせていただきまして、これら山積する課題の解決に向けて誠心誠意取り組んでいきたいと考えておりますので、ご指導・ご鞭撻、そしてご理解・ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 町長は、遠慮がちに評価をされましたが、まだまだたくさん成果を上げておられると思います。例えば、フォレストアドベンチャーの事業開始に

よる観光人口の増加。また保育料の第3子以降の無料化や出産祝い金の第3子以上の増加。また農業分野では町単独事業による農業機械の購入補助制度など、挙げればたくさんあると思いますが、しかしながら地震や豪雨災害の早期の復旧・復興、町長も申されましたが地方創生の取り組み、ブロードバンドの全地域の整備、農業のさらなる振興など、継続的な課題も多く残されているところです。町長が先ほど述べられた強い気持ち、強い思いを町民の皆様にしっかりと届くことを祈念申し上げ、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、熊本地震や豪雨災害の復旧・復興についてを質問いたします。先ほど3番議員の坂田議員も質問されておりますので、重複する部分についてはなるべく割愛させていただきたいと思いますが、まず公共インフラの復旧の今後の見通しと、仮設住宅の進捗状況についてをお聞きいたします。公共インフラと申ししましても、美里町におきましては建設課並びに水道衛生課の関係があると思いますが、まずは建設課のほうより被害の状況について報告をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 藤岡建設課長。

○建設課長（藤岡哲明君） ご説明申し上げます。

町管理の公共土木施設の被害状況につきまして、4月の熊本地震では道路が42カ所、橋梁が1カ所、合わせて43カ所で7億670万円の被害額でございました。また、6月の集中豪雨では道路が157カ所、河川が67カ所、橋梁が1カ所の、合わせまして225カ所で12億6,850万円の被害額ということです。2つの災害を合わせますと268カ所で19億7,520万円の被害額というふうになっております。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 公共土木施設だけでも地震並びに豪雨災害において268カ所、19億7,520万円の被害ということで、大変な未曾有の災害であるということが伺えます。災害復旧工事においては、国の査定を終えなければ工事の発注等できないと思いますが、住民の皆様は一刻も早い復旧を願っておられる中で、またイライラを募らせたりされておられる方もおると思います。災害査定から工事の発注までの工程というか、そういったところも住民の方にも多少知っておいていただいたほうが良いと思いますので、今後のその工程というか、そういったところを説明していただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 藤岡建設課長。

○建設課長（藤岡哲明君） ご説明申し上げます。

災害査定を終えました被災箇所につきましては、実施設計を行いまして災害復旧工事を発注していくこととなりますが、地震災害につきまして43カ所ございます

けれども、約半分の20カ所につきましては今月初めまでに発注を行っております。また、地震災害の査定につきましては、40カ所を今月初旬までに終了しているということで、そのうち20カ所をですね、今月初旬に発注しております。個々の事情がある工事は別といたしまして、基本的には住民の皆さんに大変不便をお掛けしておりますので、生活面の影響が大きな通行止めとなっている路線の道路災害を優先して発注したいというふうに考えております。

災害復旧工事につきましては、被災年度を含めまして3カ年度で完了しなければなりません、通常の年の災害でありますと単年度で工事を完了させてきました。しかしながら、本年度は災害の件数、それから被災額とも、これまで経験したことのないような甚大な災害が発生しておりますので、すべて本年度中に完了させるということは不可能な状況でございます。長大な発注関係事務や工事業者の施工能力なども勘案いたさなければなりませんけれども、できるだけ早期の発注に努めまして、大部分の被災箇所につきましては、次年度、来年度までには完了させたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 査定のほうは、地震については今月の初旬にもう終わっているということで、工事の発注も20カ所は発注してあるということで、今後も順次行われていくことと思っております。

豪雨災害については、今月下旬からということで、査定が終わるのは12月になるということでありますし、また相当数の工事がありますので、単年度では無理ということで、最長3カ年ということでございますが、先ほど課長申されたとおり、住民の生活路線等、迷惑されているところを重点的に、早めに復旧・復興を行っていただきたいと思っております。

先ほど3番議員の質問の中で、国道218号線や県道については説明がございましたので、私からの質問は割愛させていただきますが、町道の路線の中で私が見た中では、一番工事が難工事になるんじゃないかなと思ったのが、これは議会でも全員で視察しましたが、今坂橋の近くの町道の崩落現場でございます。どういった復旧工事がされるのか、ちょっと心配だし、いつまでかかるのかというのも心配でございましたので、その辺の工程について説明をお願いします。

○議長（中川政司君） 藤岡建設課長。

○建設課長（藤岡哲明君） ご説明申し上げます。

今、議員がご質問されました町道目磨今線ですけれども、今坂橋の取り付けに近いところの、真下に津留川が流れています。もう津留川まで岸壁のような形でのところの災害箇所でございますけれども、これにつきましては土質調査等、ボーリング

調査を行いまして、どういった地層になっているかというようなところで、災害復旧のための構造物を設置するには堅固な地盤が必要になってまいります。そういったところでボーリング調査、それから現地ですね、現場の測量を行いましたけれども、見た限り非常に垂直に立っているような感じの現場ではございますけれども、実際測量してみますとある程度の勾配はございます。そういったことで、川から突き上げるような工法ではございませんで、道路から7、8メートルぐらいまでの所に地盤はですね、出てきてまいりますので、そちらの支持地盤のところから構造物を突き上げて、垂直に突き上げるというような工法で災害の復旧工事を行うようにしております、ここにつきましては先ほども言いましたけれども、災害の査定は終了しております、

それから、ここの現場と同じ今地区につきましては、もう少し西側のほうの災害現場のほうも全面通行止めとなっておりますので、この2カ所につきましては、共に災害の査定も済んでおりますので、いずれも10月初旬には工事のほうをですね、発注する予定としております。早ければ年内には通行止め解除になればというふうなことも考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） もう査定は先ほど終わったということで、工事の発注のほうも10月初旬に予定されているということで、地域住民の方も、まあそこ4、500メートルの迂回ではございますが、それでも朝のラッシュ時というかですね、大変な朝の時間の2、3分というのも貴重な時間でございますので、早めの復旧が望まれるものでございます。

あと最後になりますが、災害普及工事の国庫負担金の負担率でございますが、激甚災害の指定がなされたということで、まだ今年度の負担率ははっきりは示されていないのか、もしなければこれまでの実績というか、直近の激甚災害での実績等、分かれば説明をお願いします。

○議長（中川政司君） 藤岡建設課長。

○建設課長（藤岡哲明君） ご説明申し上げます。

災害普及工事におきます国の負担率でございますけれども、通常ですと3分の2の66.7%ということになっております。しかし、今回、激甚災害の指定を受けておりますので、国の負担率につきましてはもっと上がるものと思われませんが、現時点ではまだ分かっておりません。

なお、被害の大きかった平成19年の7月の激甚災害の指定を受けた豪雨災害でございますけれども、その時には国の負担率等につきましては88.3%というこ

とでございました。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 19年の7月の災害が88.3%ということで、今回は地震と豪雨の両方の災害であり、また豪雨だけでも19年の災害よりも被害額が大きいのではないかと思います。そういった中でも、負担率には町の財政状況等も勘案されると聞いておりますので、今後とも少しでも国の負担率が上がるよう要望活動を続けていっていただきたいと思います。

仮設住宅に移りたいと思います。こちらも町でやっているわけではございませんが、県でやっている事業ですけど、まだ半数近くの方は入居を待ち望まれていると思いますので、仮設住宅の進捗状況について説明をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 藤岡建設課長。

○建設課長（藤岡哲明君） ご説明申し上げます。

美里町では、熊本地震で被災された方が入居される仮設住宅につきまして、町内に3カ所建設を計画しました。建設自体は熊本県が行いますが、役場中央庁舎、南側の中央庁舎仮設団地は、7月に11戸が建設され、現在入居されていらっしゃいます。そして、現在8戸が建設中で、今月中に完成予定で、完成すればこの中央庁舎仮設団地につきましては19戸ということになります。

次に、役場砥用庁舎西側の砥用庁舎仮設団地は、先月7戸が建設され入居されています。

次に、坂貫の林業総合センター東側のくすのき平仮設団地は、現在15戸が建設中で、今月中のこちらも完成予定でございます。3カ所を合わせますと、現在18戸が完成しておりまして、入居されております。そして、23戸が建設中ということでございます。合計41戸の仮設団地が美里町にはありますということでございます。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 全体で41戸、うち18戸が入居中ということで、残りの23戸についても今月中に完成の見込みであるということで、早急に被災された方々が少しでも平穏な生活が送れるようになることを希望しております。

美里町の仮設住宅につきましては、他町にもあると思いますが、木造建築で、この前の19年の7月の災害の仮設住宅とは比べものにならないぐらい立派な仮設住宅が建っております。これが2年後にまた取り壊されるのかなと思うと、ちょっともったいないなという思いもありますが、県・国あたりと交渉して使用の期間の延長とか、そういうことは考えておられるか町長にお伺いいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 確かに今回仮設住宅、非常に立派なものが建っております。今の制度といたしましては、２年間で解体をしなければならない、入居していられる方は基本的には２年間で出なければならないというような形になっておりますが、まあそのやっぱり被災された方がですね、しっかりと生活再建ができるというのが大前提でございますので、その延長も含めて、あるいは今後その仮設住宅の使い回しといいますか、例えば「町に払い下げてください。」とか、そういったことも含めて国のほうに要望していきたいというふうに考えております。

○議長（中川政司君） 上田君。

○５番（上田 孝君） やっぱりですね、もったいない気がいたしますので、ぜひその辺の要望活動もお願いしておきたいと思います。

続きまして、水道関係の被災状況、今、もう水道が不通になっているところはないとは思いますが、復旧の状況等をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 筒川水道衛生課長。

○水道衛生課長（筒川昭博君） 町営水道の被災状況と復旧状況についてご説明いたします。

まず、西部地区におきましては震災時におきまして原水を貯水するタンクが破損をいたしました。これにつきましては、緊急に復旧する必要があるので緊急に復旧をいたしまして、国の査定におきましては毎月５日の日に査定が終わっております。大体の復旧事業といたしまして３２０万円程度がかかっております。

それと、西部地区ではもう１カ所、大きい災害といたしまして清水の取水場の管理道路が崩壊しております。これにつきましても議会のほうで予算の計上をお願いし、現在入札が終わりまして、業者も決まっております、この前現地で現場の打ち合わせをした状況でございます。復旧の見込みといたしましては、遅くとも年内には完了をしたいというふうに考えております。

それと、東部地区におきましては、豪雨災害のとき被災がっております。場所につきましては藤木地区、筒川地区、それと大辻地区になっております。現地におきましては、当然仮復旧にて復旧が終わっており、通常どおりの給水は行っております。これの本復旧につきましては、藤木地区、筒川地区とも県道になっておりますので、県道の災害普及工事と併せて本復旧をやっていく計画であります。藤木地区につきましては、入札も終わっておりますので、先月に１回業者とも現地で打ち合わせを行っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田君。

○５番（上田 孝君） 清水の取水場の入口あたりも、もう発注が終わっているという

ことで、年内の竣工が見込まれるということですので、今後もですね、水道は命の水でございますので、強靱なインフラ整備を進めていただきたいと思います。

続きまして、農林業の復旧の今後の見通しについて、まず経済課のほうから災害の状況等から説明をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） ご説明申し上げます。

まず、被害状況についてご説明申し上げます。被害状況ですが、まず4月の震災に伴います災害の件数、被害額について報告いたします。被害につきましては、国の補助事業に乗らない小災害、小さい災害まで含めた件数となっております。件数で申し上げますと297件の1億800万円というのが震災による被害額ということとなっております。内容としましては、田、畑、それから水路、農道等でございます。それから、豪雨分につきましては、配布してあります豪雨災害被害状況報告書の7ページ目に詳細が記載されておりますが、合計のみでご報告申し上げます。豪雨によります被害額の件数が3,100カ所程度。被害額につきまして21億円が豪雨による被害額ということで県のほうに報告しているところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 我々議会の議員は、これは報告を受けて分かっておりますが、町民の方の中にはどれだけの被害が実際起きているのかがまだ分かっていない方もおると思いますので。地震と豪雨合わせると3,400件ほどの被害が出て、工事額にしても、被害額にしても22億円超になるということで、その甚大さがうかがい知れるところではないかと思います。建設課長のほうからも報告がありましたが、今後の査定から発注までの日程等分かっておれば、説明をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） ご説明申し上げます。

震災分につきましては8月3日、8月16日に災害査定が終わっております。35件災害査定を受けたところでございます。今後の予定としましては、実施設計を9月下旬、施工伺い10月上旬、契約を10月下旬、2月末を一応工期というような形で震災分については予定しているところでございます。

豪雨分につきましては、今からですが10月中旬から11月末までに350件程度災害査定を受ける予定となっております。

以上です。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 震災分につきましては、もう査定が終了して今後10月下旬に

は工事の発注が行われるということで、また２月末だったですかね、には工事が終了するという理解しておきます。

また、豪雨の分に関しましては査定が１０月からということで３５０件、果たして工事が今年度に終わるのか。またこれも先ほど建設課長も言われたとおり、災害復旧工事でありますので３年間かかるのか。多分３年間ぐらいかかる工事の量だと思いますが、先ほど災害査定に係らない小災害の工事について、査定に係らなければ住民の自己負担で、町の補助もあろうかと思いますが、多大な負担がかかると思います。この前、町長から報告があったとおり、小規模災害対策については補助率を上げるというような話もあっております。そのことについて、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） ご説明申し上げます。

先ほど災害査定までの工程を申し上げましたが、今後の災害復旧につきまして若干申し添えておきたいと思います。災害復旧の見込みにつきましては、通常であれば災害査定後工事発注、年度内の工事完了というのが普通の流れでございますが、今回のような被害が甚大な場合において、すべての箇所を年度内に完了するということは、到底難しいことと考えております。災害復旧につきましては、被災年を含め３カ年で復旧できることとなっておりますので、工事ができる期間等も限られます。農地であれば水稲期間は工事ができないというような感じにもなりますので、それと考慮し、道路、水路など耕作にどうしても必要な施設等を優先し、また計画的な工事発注、工事完了に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、ご質問がございました、こういった災害に係らない小災害の対策についてということでご説明申し上げたいと思います。工事費４０万以下で、国の災害復旧事業に該当しないもの、または工事負担額が大きいもの、例えば工事箇所が数カ所に渡るとか、反当限度額という言葉もございますが、反当限度額をオーバーし、個人負担が大きくなるような場所等につきましては、やはり工事を断念されるというケースもございますが、こういったケースにつきましては町単独の土地改良事業補助金交付規則の、個人が実施する事業に該当するものかと思われま。この事業を使い、災害復旧に努めてもらいたいと思っておりますのでございます。この事業の補助率につきましては、従来、機械・機具の賃借料及び原材料費の３０％を補助するということとしていましたが、本年度は地震災害、豪雨災害等発生し、農地等の災害件数、被害額も甚大であり、農業経営の維持、耕作放棄地の防止等を鑑み、規則を改正いたしまして補助率を３０％から８０％に嵩上げすることといたしたところでございます。９月の補正予算で一応予算計上をお願いしているところでござ

います。

ただし、この分につきましては、激甚災害の指定年度の農地災害に限り適用するというのもただし書きの中にしております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 小災害の対策について、補助率を80％に引き上げるということとは、地権者の方々にとって大変助かるものであると思いますが、限られた予算の中でのことでありますので、激甚災害の指定年度に限るということで了解しておきます。

先ほど、経済課長から話された中で工事額40万円以下、もしくは反当限度額という話もありましたが、本当私も不勉強でございまして、はっきりとした内容が分かっておりませんので、反当限度額について説明していただければ、よろしくお願いします。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） ご説明申し上げます。反当限度額についてご説明申し上げます。

災害復旧事業に係る限度額については、1筆ごとの水張り面積、農地、水田の水張り面積及び傾斜度、畑等における傾斜度により、その筆の補助対象額というのが設定されたものが限度額でございます。復旧に係る事業費が大きく、その区で、その水田の水張り面積が小さい場合は限度額オーバーとなり、オーバーした事業費はすべて受益者負担というようなことになります。例を申し上げますと、限度額は傾斜度により違いますけど、例えば1アール40万円程度とした場合、5アールの水田であれば限度額は200万円であり、200万円が補助対象事業費であり、これを超えた分は自己負担というようなことで、負担額、個人の負担額プラスのこのオーバー分が個人の負担額ということになりますので、かなり厳しくなるかと思われます。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 例えばの話ということで、1アール、1畝ということですかね、私どもも若いと思っておりますが、アールとか言われてもあまり分からないんですね。一般的に1畝につき40万円ということで、その限度額を超えた分はすべて自己負担ということで、それで災害復旧を断念される方もたくさんおられると聞いておりますので、今回の小規模の災害の対策について、補助率を上げられたことは大変町民にとって有利なことではないかと思っております。

次に移りたいと思います。林業観光課関係について、ほとんど林道の災害になる

かと思いますが、併せて県の事業の治山事業のほうも含めて説明をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 中嶋林務観光課長。

○林務観光課長（中嶋春彦君） ご説明申し上げます。

まず、熊本地震に関する部分でございますが、路線数におきまして8路線、工区数で24工区、復旧額におきまして1億6,080万円ほどございます。それから、豪雨災害でございますが、6月、7月合わせまして13路線、それから工区数が65工区、復旧額が1億9,490万円、総合計としまして14路線、それから工区数におきまして89工区、復旧額総額におきまして3億5,570万円となっております。治山のほうにつきましては、県のほうで緊急治山として2カ所ほど現在計画は進んでおりますけれど、復旧額等につきましては県の事業で今現在のところ分かっておりません。工期につきましても、工事時期につきましても、まだ現在判明していないというところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 地震と豪雨の合計で3億5,000万円超の工事復旧額ということであります。これもまた相当な額になると思います。また、並びに治山関係の緊急治山工事は、恐らく町道や県道の工事の関係も絡んでくると思います。上部の工事が終わらないと下部の工事も終わらないということです。県に対しても早急な着工を要望することをお願いしておきます。

続きまして、教育施設の復旧の今後の見通しについて教育長にお伺いいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 今回の地震によって町内の教育施設、学校、社会教育、社会体育の施設は計21カ所でございますけれども、甚大な被害を受けております。それにつきましては、現在のところ、早期復旧を目指して取り組んでいるというところでございます。特に安心・安全であるべき学校の施設でございますけれども、すべての学校の施設が被災をいたしました。地震及び豪雨災害によりまして1週間程度の休校を余儀なくされたということでございます。複数箇所は被害によって大きな被害、軽微な被害ということで分かれておりますけれども、学校関係は14カ所でございます。現在、いろんな場面を想定しながら一生懸命関係者が復旧に取り組んでいるところでございます。

その詳細につきましては、教育課長のほうでお答えいたします。

○議長（中川政司君） 下田教育課長。

○教育課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

先ほど教育長より復旧に向けての取り組みを説明されたところでございます。内容について、その施設ごとにご説明したいと思います。学校施設ですけれども、学校はご存知のように小学校3校、中学校2校ございまして、それぞれ合わせて復旧箇所数は14カ所ございました。学校別で見ますれば、砥用小学校は先だって体育館のほうで復旧しておりまして、学校の授業にもう利用していただいているところでございます。励徳小学校では一部は完了しておりますけれども、校舎、体育館、中央小学校におきましては校舎、砥用中学校におきましては武道場、中央中学校におきましては校舎、それと外部のテニスコートの周辺の排水路工事を併せて9月発注する予定で考えております。そして、年内完了の予定を計画しております。なお、中央小の体育館につきましては、現在施工中でございまして、11月に完了を予定しております。

次に、社会教育施設でございますが、文化交流センターを含め3施設が大きな被害を受けております。文化交流センターにつきましては、6月に復旧をいたしまして営業再開をしているところでございます。あと2つの施設としまして、洞岳社会教育センターと公民館砥用分館がございまして、これにつきましては10月末まで調査を行いまして、復旧に対する費用対効果などを検討する基本計画を策定する予定でおります。その後、施設マネジメント検討を行う予定としておりまして、そのため、この2施設につきましては復旧については未定でございます。

社会体育施設ですが、勤労者体育センター、総合体育館、坂貫農山村広場の3施設、4カ所が被災をしているところでございます。勤労者体育センターにつきましては、10月末まで調査を行い、復旧に対する費用対効果などを検討する基本計画を策定したのち、施設マネジメント検討を行う予定としておりますので、復旧については未定でございます。

総合体育館におきましては、現在復旧工事中でございます。これは、1月末に完了の予定でおります。

坂貫農山村広場ですが、地震災は9月に発注を予定しております、今月でございます。そして、豪雨災につきましては10月まで調査測量を要しまして、復旧は今年度内の完了を予定しているところでございます。

なお、学校の施設につきましては、体育館ですが、今月の査定、それと10月の査定を待っている施設がございまして、体育館等につきましては事前着手を伺いまして、早期復旧をしながら査定を受けるという対応で臨んでいるところでございます。

それと、坂貫の農山村広場でございますけれども、今、災害を受けておりますが、地域の住民の方々が利用されている施設でございまして、安全面を配慮しながら、

一部分だけは開放しているところでございます。今後、工事の発注におきましても、地域住民の方と協議をして、できるだけ利用できるような範囲で利用をいただきながら工事を進めていこうという計画であります。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 学校関係においては、特に体育館、各学校非常に迷惑しているというか、子どもたちも不便な思いをしていると思いますが、それぞれの体育館で年度内、もしくは1月中には工事が完了する予定ということで、多少安心もしているところでは。

また、社会教育施設の中で、勤労者体育センター、また公民館の分館、洞岳社会教育センターについては、費用対効果の検証まで行って、今後の施設のあり方を検討するというところでございますが、存続するにしても、またそのほかの方法を採るにしても、それぞれの施設、それぞれの地域で住民の方が利用されていた施設でございますので、地域の方々の理解としっかりとした説明等がなされて、今後の事業を進めていっていただきたいと思います。

最後になりますが、全体で相当な額の工事になると思うし、量的にも地元の業者では手に負えないんじゃないだろうかって思えるようなところもあります。特に発注が一遍に集中すると手持ち工事が増えた中で、業者が受注したくてもできない状況も考えられます。そういったところについて、何か対策は取られるのかお伺いたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいますように、今回かなりの数の発注になってまいります。恐らくこれは熊本県全県下です、やはりもう業者さんが足りないというような状況が生まれてくるのではないかなというふうに思います。そのような中で、県もそうなんです、例えば現場代理人の方が受け持たれるところを緩和してですね、例えば3件までとかいうふうに緩和をされております。しかし、これでも恐らくまだ間に合わないような状況が、これは全県的に生まれてくるのではないかなというふうに思っています。美里町の建設業協会も一生懸命、やはり災害協定の中でいろんな対応にもあたっていただいておりますし、やっぱり「自分たちの町は自分たちで復旧していくんだ。」というような強い思いも持っています。そういった意味では、今後増えて間違いなく災害査定が終了しますとかなりの数の工事を発注しなければなりません、その工事の発注の状況を勘案しながら、要件拡大等もこれ考えながらですね、考えながら円滑な発注の体制と受注機会の増大をこれは図ることを検討していきたいというふうに思っています。やはり町内で

やっただければ、それだけ町内でお金が回ってきますし、税金としても上がってまいりますので、そういった意味ではいろんな方向性を、もちろんルールに基づいてではございますが、その中でできる限りのいろんな方向性を探らせていただければというふうに思っております。

○議長（中川政司君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 工事を担当されるそれぞれの事業課や発注業務がある総務課、教育課あたり、とても大変な日々が続くとは思いますが、何はともあれ美里町の町民が安心して暮らせる町を少しでも早く元の町に復旧・復興させる努力を惜しまずに、今後も続けていただくことを強く希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中川政司君） これをもちまして、上田孝君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了しました。これで、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（中川政司君） 以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会とし、このあと、午後1時15分より各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、このあと、午後1時15分より各常任委員会を委員長の指示により開いていただくことに決定しました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第1会議室、社会文教常任委員会が第3、第4会議室をご利用ください。

明日14日水曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会いたします。

—————○—————

散会 午後0時13分

第 3 号

9 月 1 4 日（水）

平成28年第3回美里町議会定例会会議録（第3号）

平成28年 9月14日(水)

午前10時00分開会

1. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | | 各常任委員会報告及び質疑
(1) 総務常任委員会委員長
(2) 経済建設常任委員会委員長
(3) 社会文教常任委員会委員長 |
| 日程第2 | 議案第90号 | 平成27年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第91号 | 平成27年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第92号 | 平成27年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第93号 | 平成27年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第94号 | 平成27年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第95号 | 平成27年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第96号 | 平成27年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第97号 | 平成27年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第98号 | 平成28年度美里町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第11 | 議案第99号 | 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第100号 | 平成28年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第101号 | 平成28年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第102号 | 平成28年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第103号 | 平成28年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第104号 | 平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号） |

日程第17 議案第105号 平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

追加日程第1 議案第106号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第10号）

日程第18 議員派遣の件について

日程第19 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

2. 出席議員（12名）

1番	光井博幸君	2番	今田政行君
3番	坂田竜義君	4番	濱田憲治君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	吉田美好君	8番	渡邊義文君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	吉田起登君	12番	中川政司君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	上田隆信君
教育長	吉永公力君	総務課長	大倉一昭君
企画情報課長	大西茂君	税務課長	岩永政臣君
住民課長	向山照美君	福祉課長	吉成一利君
健康窓口課長	福原哲治君	経済課長	長木一美君
林務観光課長	中嶋春彦君	建設課長	藤岡哲明君
水道衛生課長	津川昭博君	会計課長	林田真典君
教育課長	下田幸輔君		

5. 事務局職員出席者

事務局長	福島繁君	書記	大本由加君
------	------	----	-------

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（中川政司君） それでは、皆さんおはようございます。本日の会議を開きます。

皆さんにお諮りいたします。ただいま上田町長から、議案第１０６号、平成２８年度美里町一般会計補正予算（第１０号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第１、議案第１０６号、平成２８年度美里町一般会計補正予算（第１０号）を日程に追加いたしまして議題とすることに決定しました。

それでは、追加日程が入りました議事日程表と補正予算書を議員の皆さんに配布してください。

（議事日程表、補正予算書配布）

—————○—————

日程第１ 各常任委員会報告及び質疑

○議長（中川政司君） 日程第１、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会委員長、吉田美好君。

○総務常任委員会委員長（吉田美好君） 改めまして、おはようございます。総務常任委員長報告を行います。

本定例会における総務常任委員会を昨日、午後１時１５分より開催をいたしましたので、その内容について報告をいたします。

まず、委員会室にて、上村委員、中川委員、坂田委員、それに私、執行部より大倉総務課長、林田会計課長、岩永税務課長、大西企画情報課長に同席を願い、開会をいたしました。

平成２７年度決算書について、それぞれの所管する内容説明を求めています。

歳入において、減額だった普通交付税が対前年比といたしまして５，０００万円ほどが増額となっております。また、ふるさと応援寄附金も増えているとのことであります。いい傾向だなと思っております。甲佐発電所に関連する電源立地地域対策交付金並びに地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金、これは消費喚起生活支援型と地域創生先行型がありますが、予想外に歳入増とのことでありました。町税について、監査の指摘どおり、町民税、固定資産税、軽自動車税の滞納繰越分が相当額ありますが、２８年度は地震、豪雨災害等もあり滞納増が懸念されるところであります。

次に、平成２８年度一般会計補正予算（第９号）について、それぞれ関連項目を

説明いただきました。その中で、財産収入として、くすのき平団地5区画の売払収入136万3,000円が計上されております。また、債務負担行為補正として、光情報通信基盤整備事業費補助金2億円について、それと歳出において1,700万円が計上されております。この内容について詳細に説明があつております。事業としましては、28年度から30年度で本町全域の事業完了を目指すということであります。

このあと、時間的余裕がありましたので、今後の課題、あるいは懸念事項について意見交換をいたしました。その後、午後3時40分に閉会をいたしました。

以上、報告を終わりますが、報告漏れにつきましては、他の委員さんからの補足をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。なお、常任委員会委員長に対します質疑は申し合わせ事項により、審査の経過と結果に対する質疑に止め、付議された議案に対し、質疑することはできないことになっております。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、松永正憲君。

○経済建設常任委員会委員長（松永正憲君） 改めまして、おはようございます。それでは、経済建設常任委員会の報告をいたします。

午後1時15分に開会をいたしております。長木経済課長、藤岡建設課長、中嶋林務観光課長、津川水道衛生課長と常任委員4名で、平成27年度の決算と28年度、現在上程中の補正予算について説明を受けております。

農林水産業費においては4億9,600万円の歳出で事業が行われております。26年度とほぼ同額でありました。また、鳥獣被害防止対策事業として、27年度は整備事業推進事業、また捕獲事業で2,500万円の事業がなされており、まだまだ農作物の被害は深刻であると予測されます。補正予算として、ハザードマップ作成業務委託料900万円は、ため池4カ所分のものであるそうです。また、町単独土地改良補助金3,600万円は、補助率30%を80%に嵩上げし、1件30

万円の１５０件の８０％の補助金であるということでございます。

また、農地災害復旧工事費（震災分）として３５件、４，０００万円の豪雨分ですね、そして１００件の２億円が計上をされております。

土木費の２７年度決算額は７億９，７００万円であります。補正予算としては、災害復旧として測量設計２３０件、１億８，０００万円。公共土木施設災害復旧工事として６億円が計上されておりますが、まだ査定が進めば膨大な被害額となると思われます。

企画観光におきましては、ロングジップスライド整備事業３，９６０万円、また広報ＰＲにパンフレット作成及び雑誌やフリーペーパーの広告掲載、テレビや映画館への動画ＣＭなどの広告宣伝費１６５万円が実施されております。２７年度の利用者数は８，８５５名で、売り上げ２，５４５万円ありました。また、売り上げの３％のпатент使用料７５万円が支払われております。

それから、西部・東部水道事業ですけれども、２７年度は西部水道事業特別会計決算では、歳出総額２億７，４６１万円で、実質収支は５８万円の黒字となっております。

東部水道におきましては、歳出総額は９，３６８万円で、実質収支は５３万４，０００円の黒字であります。使用料の料金改定により、約双方で２，８００万円の増収となっており、運営が安定したとも思われますが、給水人口が年々減少傾向にある中、注視をする必要もあると思われます。

西部水道の補正予算において、修繕料６７万４，０００円につきましては、清水管理センター５７万４，０００円、県道囲線１０万円の合計６７万４，０００円であります。また、委託料５０万円につきましては、大窪舗装工事に伴い連携して行う水道管敷設測量設計費であり、往々にしてありがちな舗装してあとに工事をするようなことがなく、非常にこの連携は評価すべきであると思われます。

以上で、午後５時に閉会をいたしております。

以上で報告を終わりますけど、報告漏れがあれば、他の委員の補足をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、渡邊義文君。

○社会文教常任委員会委員長（渡邊義文君） 議長、８番。社会文教常任委員会報告をします。

昨日、９月１３日、午後１時１５分より社会文教常任委員会を開いています。出席者として、上田議員、吉田起登議員、光井議員、私渡邊であります。執行部より吉成福祉課長、向山住民課長、福原健康窓口課長、下田教育課長、吉永教育長、津川水道衛生課長の出席をいただいています。津川課長は説明質疑のあと、退席をされております。

まず、平成２７年度一般会計・特別会計の決算書の説明を、それぞれの担当課より説明を受けています。その中で、特に衛生費、母子保健衛生扶助費として、予算額４４万４,７７１円計上され、不用額４４万４,７７１円とあります。担当課の説明で、２５年度、２６年度の実績が０円である。２７年度当初予算２.５カ月分の入院費２４万４,０００円計上したが、２７年度中３.５カ月の入院があり、不足分を２８年３月補正で１４万２,０００円計上した。実際に２８年３月に退院されたことで、医療機関は３.５カ月分を２８年３月分として支払基金へ請求された。２カ月遅れの２８年５月に町へ医療費請求があった。請求月が２８年５月に入る分は２８年度予算で取り扱うと県より指摘があり、このため会計年度の年度更正を行うよう指導があり、平成２８年度へ年度更正を行った。このため、平成２７年度決算にて流用しているにもかかわらず出資額が０となったと説明とお断りがあっています。次年度にこのようなことがないよう注意をされたいとの意見があっています。

次に、平成２８年度一般会計補正予算（第９号）について、各担当課より説明を受けています。民生費の地域介護福祉空間整備補助金１３２万５,０００円として、介護ロボット４基の予算であります。同じく民生費の災害救助費の地域支え合い委託料５１５万３,０００円は、仮設住宅入居者への相談委託料であります。塵芥処理費として、家屋解体撤去委託料、家屋解体処分委託料、家屋解体仮置き場管理委託料、約６億９,８００万円。町内業者の方、約１７社で２年間の解体予定であります。特にこの工事中の事故等、注意されるよう促されたいとの意見があります。教育費、平成２０年度学校施設改善交付金返還金３,５５３万９,０００円とありますが、平成２７年度会計検査の指摘による返還金であります。同じく砥用中学校校舎改修工事、約１,４７３万３,０００円は、プール更衣室の改修工事との説明であります。文化財保護費、堅志田城災害復旧費、減額１,６５４万６,０００円は、堅志田城進入路復旧工事３００万円の進入路復旧工事の完成後に

なる復旧工事のための予算減額措置であります。社会体育施設災害復旧費 1,620 万円とありますが、カントリーパークの西側の山の坊ため池側の災害復旧費であり、農山村広場災害復旧費 350 万円は、ゲートボール場の災害復旧予算との説明であります。

このあと、現地視察として文教委員全員、それに吉永教育長、下田課長、増永主査と中央小学校体育館の現地視察を行っております。体育館の中につきまして、全体を足場が組まれて、天井まで階段を上がり、その天井の中で説明を受けております。天井杉板が張ってありましたが、災害によくないということで撤去されており、また LED 照明の取り付け準備が進んでおります。屋外壁の塗装工事も今工事中であり、工期が 11 月 30 日となっておりますが、それより早い 10 月中に完成するのではないかと予定の説明があっております。担当課工事業者の努力されたことが感じたことであります。

以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。報告漏れがありましたら、他の議員さんの補足をお願いします。

○議長（中川政司君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

—————○—————

日程第 2 議案第 90 号 平成 27 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中川政司君） 日程第 2、議案第 90 号、平成 27 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程しまして、議題とします。

皆さんにお諮りします。決算認定の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。したがって、決算認定の質疑は一括質疑といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3 番、坂田竜義君。

○3 番（坂田竜義君） 3 番、坂田竜義でございます。一括ということでございますの

で、2、3お尋ねをいたします。これは、基本的なことですから、町長か副町長のほうで答弁をお願いしたいと思います。

一つはですね、このプレミアム商品券の関係ですね。昨年、3割のプレミアム付きということでいろんな問題が起きました。今年は1割ということで、発行総額も昨年に比べて半分ぐらいですか、額が少なかったということですが、一応私が質問したときに、きちんと総括をしますということだったんですね。だけん、問題は代理購入、宇城市・宇土市では代理で来た場合には、ちゃんと「委任状持ってきたか。」とかですね、免許証まで確認したとか、あるいははがきで前持って通知をして持ってこさせるとか、いろいろそのそういう市役所が直接管理してやっとなるわけですね。うちの場合は商工会に委託してその関係で問題が起きたとは言いませんけれど、いろんなその問題が起きたときに、そのあたりのきちんと総括を、問題点を洗い出して総括をしますということ、総括をした上で今度1割になったけれども商工会に改めて委託されたものと思いますのでね、そのあたりの総括というのはどうなっているかということをお尋ねします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 昨年のプレミアム商品券では、おっしゃるようなことが起こりました。今年に関しましては、まず昨年、総務課長をしていた当事者といえますか、よく分かっていらっしゃる方が事務局になられたと。昨年の流れをすべてご存知でございまして、要はそうやって重複するようなことは絶対ないようにしてくださいというお願いと、それからこれも昨年出た話でございしますが、社会的弱者といえますか、高齢者の方々、そういった方々が年金が入ったあとにですね、優先的に売り出すとか、そういったことを今年は考えてやってほしいということで、昨年の反省点を踏まえて商工会のほうにはお願いをしたというような経緯でございします。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 八代あたりでもですね大変問題が起きて、極端に言うと1人で600万円ぐらい買い占めたとかですね、いろいろ大きく報道されました。八代あたりではきちんと総括をしてですね、文書で記者発表までされるようにきちっとその公開されとるわけですね。ですから、うちの場合はちゃんと管理職会議とか、いろんな場でそのきちんとした文書というか、そういった紙ベースで何かそういったものはきちんと出てないのかどうか。それと、要するにその問題は代理購入なんですね。本人以外の人を取りにくる場合に、きちんとその1人5万円までで決めとりながらですね、いろんな従業員とか何かの名前を勝手にびんびん書いてですね、結局20人分書いてからしとったということですから、そういうことがないようにきちんと総括をしますというふうに言われたわけですね。そのあたりはどういうふ

うに整理されたのか、お尋ねします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 紙ベース、ペーパーで残しているということは、申し訳ありません、ございません。ただ、昨年いろいろな指摘を受けまして、今後はご指摘があったようなことが、要は重複して売り出すとかですね、一人で多額のプレミアム券を買うとかいうことはくれぐれもないように、そういう問題点を出してですね、「くれぐれもないようにしてください。」ということをお願いをしております。途中、途中で、「去年みたいなことはありませんね。」というような確認はさせていただいておりまして、昨年は3割のプレミアムだったんですが今年は1割ということで、どばっと来るというようなことも今のところはないということと、私が聞いた限りでは重複して一人で大量にということはないというふうには聞いているところです。申し訳ありませんが、ペーパーでそれを残しているかと言ったら、それはございません。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） そういうことだからですね、結局3割増しというのは異例というかですね、このあともそういうことはないと思いますけれども、1割というのはあるかもしれん。今度その緊急経済対策でも、公明党のほうはそういう要求されたようですが、政府としてはもう現金支給というか、そういうことになっとうのですのではないと思いますけれど。ただ、やっぱきちんとやっぱ商工会とその契約を結ぶときもですね、あるいはそのちゃんと購入者名簿を全部返してもらって点検するとかですね、そのあたりはルールを決めておかないとですね。結局片方は市役所が直接管理をしてやりました、片方は商工会に委託して問題が起きた。今後は少ないから起きないだろうと思いますけれど、反省していろいろ注意はしたって、今のところ問題ないって、それはそれでいいんですが、今後、3割というのが出てくるかもしれない。そうした場合もきちんとやっぱ対応できるようにですね、ちゃんと商工会の事業報告、契約に基づいて最終的な精算はしてですね、報告をするときに、役場に報告するときに、購入者名簿とかですね、一括してやっぱ取りまとめて役場のほうできちんと保管をし、きちんと点検ができるようにですね、それはしておいていただきたいと、このように思います。それはそれでお願いしておきたいと思います。

○議長（中川政司君） 坂田君、ページ数をお願いします。

○3番（坂田竜義君） ページ数で、一括だから、ページ数は分かりません。

2点目がですね、採用問題で来年度は一応10名と広報誌に表紙にでかでかと載っております。昨年も8名でしたか、昨年って28年の4月1日付けで8名の採用

がございましたですね。それで、ただその残念なことに、新規に採用された方が亡くなったですね、不幸にも、残念なことですけども。そういうことで、やっぱりこれは事前に当然身体検査なりですね、そういう検査の報告書あたりも出して採用試験を受けているはずですけども、これは事故とかそういった突発的なものですから予測しがたいことはあったと思いますけれども、採用されてすぐですね、そういう亡くなるということについてはやっぱ、何か病気、病歴とかですね、あるいは施術歴とか、そういったものまで点検されているのかどうかと。それについてお尋ねするわけじゃありません。要するに、職員の構成ピラミッドがですね歪になつとるわけですよ。ずっと来年辞める人、60で辞める人、ずっと分かるですね、全部分かります、再来年辞める人何人って。結局、なら今度も10人辞めるから10人入れますよというときの住民の受け止め方なんですよ。一応その国勢調査、昨日聞きましたが、昨年の国勢調査の速報値では1万341人と。広報に出ている数字は1万700いくらになつとるですね。その差は、当然住民票をそのままにして、要するに施設とか行っておられるということということを知りましたのでそれは分かりますけれども、実質的には1万340人ぐらいしかおられない。その中でやっぱり10人採用するということは、もう住民から見れば、わーって、そんなに採用するのかってなるわけですね。

○議長（中川政司君） 坂田議員、27年度の決算に関して。

○3番（坂田竜義君） 関連しますので。27年度、関連がありますから言いますけど、要するにある程度、歪になっておりますから、あるときはその0人と採用しなかった年はですね、ある年は10人とか8人とかと。要するにその、行政改革でですね相当職員数が減ってるのは認めますし、分庁方式でのコストとかですね、その分の考慮というのは当然分かります。分かりますけれども、もう少し採用するときの人数のあり方、ならして採用するとかですね、やっぱり0じゃなくて対象者はおらんだったけれども、今年は2名ぐらい入れようとかですね、そういうことでやっぱり配慮したほうがいいと思うんですよ、住民向けに対して。そのあたりは、ぜひお願いしたいし、もう一つは、先日、県庁のOBの技術者連盟との提携が出ておりましたですね。これは非常にいいことだし、この会長も私よく知っている人なんですが、そういうことで、問題はその他県からも技術職の応援が来ています。そういうことで、本庁にもですね、やっぱりそういう技術職の採用というのがずっとここ数年あってないように思うわけですよ。ですから、一般土木、農業土木、そういう技術者もですね、やっぱりちゃんと確保してですね、そういうことを考慮して採用してほしいというふうに思いますが、この辺りはどうですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 過去の一般質問でもですね、やはりそういった話は出てきております。そのときもお答えをさせていただいたんですが、昨年と今年は、極端に美里町はもう課長さんが全部、課長が代わるというような特殊な事情でございますので、この２年間に限っては、多めにではありませんけども、その辺はご理解いただければというようなお話をさせていただきました。なお、今年も先ほどお話しがありましたように、職員がですね、亡くなったり、あるいはもうずっと勤めていた職員が病気になって亡くなったというようなこともございます。その中での採用になってきますけども、今年から社会人枠も１枠取り入れております。それと、例えば管理栄養士を持った人とかいう限定枠、そういったのもですね設けさせていただいております。それと、障がい者枠、それから美里町においては受験できる年齢をですね、ほかの他の市町村よりも上げております。じゃ、年が上の人がとおったからその人が採用かというわけにはいきませんが、ちゃんとした過程の中でですねやらなければいけません、そういった意味で、今、ずっと今までの採用形態の中で出てきている問題が今一番頂点に達しているところで、できるだけこちらはその年齢のばらつきを考えながら採用したいというふうな思いはありますけども、やっぱりどうしても点数であったり、そういったことも出てまいります。今、先ほどお話ししましたように、受験できる年齢を上げている、あるいは社会人枠を設けている、そういったのも勘案していただいて、恐らく今年まではこんなに大量の採用になるんじゃないかというふうに思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○３番（坂田竜義君） 採用するといかんといいよるわけじゃないわけですよ。

○議長（中川政司君） 簡潔にお願いします。

○３番（坂田竜義君） ならして、やっぱり住民から誤解を招かないように、ある程度ならして採用する。もう１点言ったのは技術職、技術職もですねやっぱり栄養士とか有資格者は当然入れにゃいかんてありますので。ただその、農業土木とか、一般土木とかですね、そういう技術職をやっぱり考慮してほしいということでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第2、議案第90号、平成27年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第2、議案第90号、平成27年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第3 議案第91号 平成27年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中川政司君） 日程第3、議案第91号、平成27年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第3、議案第91号、平成27年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第3、議案第91号、平成27年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第4 議案第92号 平成27年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中川政司君） 日程第4、議案第92号、平成27年度美里町土地取得特別会

計歳入歳出決算の認定についてを再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第４、議案第９２号、平成２７年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第４、議案第９２号、平成２７年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第５ 議案第９３号 平成２７年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中川政司君） 日程第５、議案第９３号、平成２７年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第５、議案第９３号、平成２７年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第5、議案第93号、平成27年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第6 議案第94号 平成27年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中川政司君） 日程第6、議案第94号、平成27年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第94号、平成27年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第6、議案第94号、平成27年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第7 議案第95号 平成27年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中川政司君） 日程第7、議案第95号、平成27年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第7、議案第95号、平成27年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第7、議案第95号、平成27年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第8 議案第96号 平成27年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中川政司君） 日程第8、議案第96号、平成27年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第8、議案第96号、平成27年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第8、議案第96号、平成27年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第9 議案第97号 平成27年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の認定について

○議長（中川政司君） 日程第9、議案第97号、平成27年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第9、議案第97号、平成27年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第9、議案第97号、平成27年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

○議長（中川政司君） ここでしばらく休憩いたします。再開を11時といたします。

—————○—————

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第10 議案第98号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第9号）

○議長（中川政司君） 日程第10、議案第98号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第9号）を再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。皆さんにお諮りします。補正予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。補正予算の質疑は、一括質疑で行います。質疑ありませんか。3番、坂田竜義君。

○3番（坂田竜義君） 3番、坂田竜義です。

24ページのですね林業施設災害復旧費というところの節の23、償還金利子及び割引料の林道施設災害復旧事業補助金分の返還金と、234万円出ておりますが、これは内容はどういうことでしょうか。

○議長（中川政司君） 中嶋林務観光課長。

○林務観光課長（中嶋春彦君） ご説明申し上げます。

林道施設災害復旧事業補助金返還金234万円でございますけれど、27年度の災害復旧の分の繰越分のものになります。洞岳線、それから下福良線に伴うものでございますけれど、28年の震災のときにですね、増破をしまして27年度の繰越分の事業のほうを中止することになりました。その分の県からの補助金の返還分というふうな形になります。

内容につきましては、洞岳線のほうが一部工事が済んだ部分を除きまして返還となります。下福良線につきましては、全額の返還分というふうな形になっております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 教育委員会所管の例の会計検査がらみじゃないですよ。分かりました。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。6番、松永君。

○6番（松永正憲君） 議長、6番、松永です。11ページの不動産売払収入、くすのき平団地売払収入136万3,000円とありますけれども、くすのき平は貸付収入で坪100円だったのですかね、5,000円ぐらいの貸し付けになっというところでございますけれども、こちら売り払いになっていますので、その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

くすのき平団地につきましては、当初15年間の賃貸借というふうな形になりますけれども、3月の議会におきまして、美里町定住促進団地貸付及び譲渡に関する条例の改正を行っておるところでございます。これに基づきまして、貸付期間の残部分、これにつきましては譲渡代金とするような形で今回説明会を行い、全5区画の申請がございまして、その部分の財産を売り払う処分を行うものでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 一応その条例改正は分かりますけど、こういうことの内容的に

は議会には何のお示しもなかったと思うんですけど、こういうことはやっぱりきちっとした中でお示しをいただいて実行していただきたいというふうに思いましたので質問いたしました。

以上です。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。１０番、福田秀憲君。

○１０番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第９８号について質問いたします。

先ほどですね、総務委員長から説明がありました。それで、少しは分かったんですけども、もっと詳しく教えていただきたいということで質問をさせていただきます。ページは１５ページ、このですね、光情報通信基盤整備事業費補助金ということで１，７００万円を計上されております。先ほど総務委員長から２８年度から３０年度までで事業をとということでお話を聞いておりますけれども、債務負担行為では２９年度に２億円を借りるようになっておりますが、２８年度はこの１，７００万円で工事をすることです。それは過疎債で充てられておりますけれども、その全体的な金額として２億円で済むのかどうか、全体的に２億円でやられるのかどうか。というのは、結構山のほうにこういっぱい集落がありますので、そこまで光を張っていかれるんじゃないかなと思うんですけども、その辺りは。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

当事業は、町内の光情報基盤の未整備地域の整備を民間の電気通信事業者による施設整備運営による、いわゆる民設民営方式により行うものでございまして、事業年度は債務負担行為で定めております２９年度までとなっておりますが、こちらの開設が平成３０年２月までに最終的にサービス提供がされるということで、一応３０年というふうな説明をしているところでございます。総事業費につきましては、事業候補者が提案しました総事業費は４億２，４３０万円でございます。そのうち２億１，７００万円を町が補助を行うものでございます。企画提案の募集にあたりましては、後年度の負担を一切求めないという仕様書で行っておりまして、事業交付者からもその旨、「後年度の負担は一切ありません。」というふうな説明を受けております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○１０番（福田秀憲君） 今、総額は４億２，０００万円というお話でありましたけれども、実際、美里町全体をやろうというときに、私は話を聞いたときには全体で３億円というような話があったと思いますけれども、全体的にこう高いなという思い

がしておりますけれども。当初はですね、一番最初取りかかったときは6億円という話で、私がブロードバンド推進協議会の中に入っておりましたけれども、そのあとに「一応美里町を整備するんだったら3億円でできますよ。」というような話を私は聞いておりますけれども、その砥用地区、またあと払川、坂本地区合わせて高くなったなという思いが、今聞いて、初めて聞きましたけれども。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

4億2,430万円と申しますのは、事業者が実際に行う事業費が4億2,430万円でございます、町の補助金はそれに対して2億1,700万円でございます。3億円と多分お聞きになられたのは、最初のころの町全域をした場合の町の負担分、補助金が3億円というふうな話ではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 今の説明で、大体分かりましたけれども、この4.2億円というのは全体の工事費であって、そうすると事業者が負担する分があるのと町で2億円を出しましょうということで2億円でやるということで理解をいたします。

それと、砥用地区だけ強調されておりますが、中央地区もまだ残っている所があります。払川、坂本、この前の整備から外れたところがありますが、そのあたりもこの中に含まれてやられるということでありましょうか。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

本事業は、町内の基盤整備がまだ済んでいない全地域を対象としたものでございます。事業候補者から出されました事業計画書によりますと、砥用局のエリアが平成29年9月から、また東砥用局エリア、堅志田局の未整備地域のエリア、これが平成30年2月から光ブロードバンドサービスが開始される予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 理解できましたので、質問を終わります。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第10、議案第98号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第9号）は、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第10、議案第98号、平成28年度美里町一般会計補正
予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第99号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第
2号）

○議長（中川政司君） 日程第11、議案第99号、平成28年度美里町国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）を再度上程し議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第11、議案第99号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第11、議案第99号、平成28年度美里町国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第100号 平成28年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1
号）

○議長（中川政司君） 日程第12、議案第100号、平成28年度美里町土地取得特
別会計補正予算（第1号）を再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１２、議案第１００号、平成２８年度美里町土地取得特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第１２、議案第１００号、平成２８年度美里町土地取得特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３ 議案第１０１号 平成２８年度美里町介護保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（中川政司君） 日程第１３、議案第１０１号、平成２８年度美里町介護保険特別会計補正予算（第１号）を再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１３、議案第１０１号、平成２８年度美里町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第１３、議案第１０１号、平成２８年度美里町介護保険特

別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第１０２号 平成２８年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（中川政司君） 日程第１４、議案第１０２号、平成２８年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１４、議案第１０２号、平成２８年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第１４、議案第１０２号、平成２８年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１５ 議案第１０３号 平成２８年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（中川政司君） 日程第１５、議案第１０３号、平成２８年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第15、議案第103号、平成28年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第15、議案第103号、平成28年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第104号 平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

○議長（中川政司君） 日程第16、議案第104号、平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）を再度上程いたしまして議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第16、議案第104号、平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第16、議案第104号、平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第105号 平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（中川政司君） 日程第17、議案第105号、平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を再度上程いたしまして議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第17、議案第105号、平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第17、議案第105号、平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

追加日程第1 議案第106号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第10号）

○議長（中川政司君） 追加日程第1、議案第106号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） それでは、議案第106号につきましてご説明申し上げます。別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第106号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第10号）

平成28年度美里町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億3,442万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月14日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。上の枠が2の歳入でございます。目1の基金繰入金の説明の欄でございます。財政調整基金繰入金につきまして、歳出予算の財源といたしまして543万7,000円を増額いたしております。

次に、下の枠、3の歳出でございます。一般管理費でございますけども、熊本地震及び6月の豪雨により公共土木施設等に甚大な被害を受けておりまして、早期復旧を図るため県を通じまして土木技術職1名の派遣要請を行っていましたが、県から議会運営委員会後にですね宮崎県日南市から1名を派遣いただくというご連絡がありましたので、それを受けまして追加提案ということで補正予算を計上させていただいているところでございます。

なお、節の3、職員手当等につきましては、災害派遣職員通勤手当（震災分）といたしまして7万8,000円、災害派遣手当（震災分）42万4,000円を増額させていただいております。

なお、いずれも10月から来年3月までの6月分ということでございます。

続きまして、使用料及び賃借料の災害派遣職員宿舍借上料（震災分）につきましては、派遣職員のアパートの借上料といたしまして43万5,000円を増額いたしております。

次に、負担金補助及び交付金でございます。説明の欄の災害派遣職員給与等負担金（震災分）につきましては、日南市からの派遣職員の方がまだ正式に決定はしておりませんので、概算額となりますが450万円を増額いたしております。

以上で、議案第106号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は、一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

追加日程第1、議案第106号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、追加日程第1、議案第106号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 18 議員派遣の件について

○議長（中川政司君） 日程第 18、議員派遣の件についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。また派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

—————○—————

日程第 19 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

○議長（中川政司君） 日程第 19、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 19 及び日程第 20 を一括議題とすることに決定しました。したがって、日程第 19 及び日程第 20 を一括して議題といたします。

皆さんにお諮りします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に上程されました案件は全部議了いたしました。

したがって、会議規則第 7 条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長にご挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今定例会、大変お世話になりました。ありがとうございました。

ご案内のとおり、本年度の予算が１１０億円を超えてまいりました。恐らくこれから先、こういった大きな予算が出てくることはないのではないかというふうに思いますし、まさに今、そういう未曾有の事態が生まれているというような状況でございます。この３日間もいろんなご指摘、あるいはご要望、あるいはご提案をいただきました。すべてこの町がよくなっていくために、あるいは町民の皆さんがよくなっていくために、再建していくための様々なご意見であったりご提案であった、ご指摘であったというふうに思っております。そういったことを真摯に受け止めていただきながら、また議会の皆さんと一緒に頑張って執行部共々、この町がさらに良くなるために、あるいはまだ被災された方が安心して今後また暮らしていけるように、精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

最後に、今回、すべての議案に対しまして慎重審議をしていただき、そしてすべてに関しましてご議決をいただきましたことに、心から御礼を申し上げます。大変お世話になりました。

○議長（中川政司君） ありがとうございました。以上で町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成２８年第３回美里町議会議定例会を閉会いたします。

—————○—————

閉会 午前１１時３３分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
平 成 28 年 第 3 回 定 例 会

平成28年9月発行

発行人 美里町議会議長 中 川 政 司
編集人 美里町議会事務局長 福 島 繁
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電 話 (0964) 46-2111